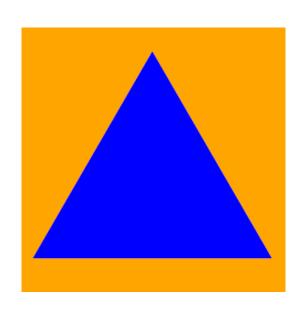
八王子市国民保護計画



平成19年3月

(平成28年3月変更)

(令和6年2月一部修正)



* 表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、 建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用す るもので、ジュネーヴ諸条約追加議定書 I で定められてい る国際的な標章です。

目 次

第1編総論

第	1	章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	. 1
至	第11	節 市の責務及び計画の目的・根拠	1
	1	市の責務	1
	2	計画の目的・根拠	1
	3	計画の位置づけ	1
	4	計画に定める事項	1
Ş	第 21	節 計画の構成	2
Ş	第31	節 計画の見直し、変更手続	3
	1	市国民保護計画の見直し	3
	2	市国民保護計画の変更手続	3
第	2	章 国民保護措置に関する基本方針	. 4
	1	基本的人権の尊重	4
	2		
	3		
	4	関係機関相互の連携協力の確保	4
	5	国民の協力	4
	6	高齢者、障害者、難病患者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
	7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	5
	8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
	9	外国人への国民保護措置の適用	5
第	3	章 市の事務又は業務の大綱等	. 6
	1	業務の全体像	6
	2		
	_		
第	4	章 市の地理的、社会的特徴	. 8
	1	位 置	8
	2	面積、広ぼう及び海抜	8
	3	地形、地質	8

4 気 家	
5 人 口	11
6 道路	11
7 鉄 道	11
8 観光	11
9 大学	11
10 消 防	11
第5章 市国民保護計画が対象とする事態.	11
1 対象とする事態類型	11
2 武力攻撃事態	
3 緊急対処事態	
4 NBCを使用した攻撃	
第2編 平素からの備え	<u> </u>
第1章 組織・体制の整備等	
第1節 市の組織・体制の整備	
1 市の平素の業務	
2 市職員の参集基準等	
3 消防の初動体制の把握等	
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	
第2節 関係機関との連携体制の整備	
1 基本的考え方	
2 都との連携	
3 近接市町村との連携	
4 指定公共機関等との連携	
5 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援	
第3節 通信の確保	
1 非常通信体制の整備	
2 非常通信体制の確保	
第4節 情報収集・提供等の体制整備	
1 基本的考え方	
2 警報等の伝達に必要な準備	
3 安否情報の収集・提供に必要な準備	
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	30

É	第5負	節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	31
	1	特殊標章等	31
	2	交付要綱の作成	31
	3	特殊標章等の作成・管理	32
箩	角6負	節 研修及び訓練	32
	1	研修	32
	2	訓練	32
第	2	章 避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する備え	34
	1	避難に関する基本的事項	34
	2	避難実施要領のパターンの作成	35
	3	救援に関する基本的事項	35
	4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
	5	避難施設の指定への協力	37
	6	生活関連等施設の把握等	38
第	3 =	章 物資・資材の備蓄、施設の整備	39
	1	市における備蓄	39
	2	市が管理する施設・設備の整備等	39
第	4 1	章 国民保護に関する啓発	40
	1	国民保護措置に関する啓発	40
	2	住民がとるべき行動等に関する啓発	
	3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する啓発	40
		第3編 武力攻撃事態等への対処	
第	1 5	章 初動体制の迅速な確立及び初動措置	41
	1	事態認定前における危機管理本部等の設置及び初動措置	41
	2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第	2	章 市国民保護対策本部の設置等	43
	1	市保護本部の設置	43
	2	通信の確保	
	3	特殊標章等の交付及び管理	52

第3	章 関係機関相互の連携	53
1	国・都の対策本部等との連携	53
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4	他の区市町村等に対する応援の要求、事務の委託	54
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6	市の行う応援等	55
7	自主防災組織等に対する支援等	55
8	住民への協力要請	55
第4:	章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	57
1	国民の権利利益の迅速な救済	57
2	国民の権利利益に関する文書の保存	57
第5	章 警報及び避難の指示等	58
第11	節 警報の伝達等	58
1	警報の内容の伝達等	58
2	警報の内容の伝達方法	59
3	緊急通報の通知・伝達	59
第21	節 避難住民の誘導等	60
1	避難の指示の伝達	60
2	避難実施要領の策定等	60
3	避難住民の誘導	62
4	想定される避難の形態と市による誘導	65
第6	章 救援	70
1	救援の実施等	70
2	関係機関との連携	
3	救援の程度及び方法の基準	70
4	救援の内容	71
第7:	章 安否情報の収集・提供	74
1	安否情報の収集	74
2	都に対する報告	75
3	安否情報の照会に対する回答	75
4	日本赤十字社に対する協力	76

第	8 =	章 武力攻撃災害への対処	77
第	1 億	節 武力攻撃災害への対処の基本	77
	1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	77
	2	武力攻撃災害の兆候の通報	77
第	2 億	節 応急措置等	78
	1	退避の指示	78
	2	警戒区域の設定	81
	3	応急公用負担等	82
	4	消防に関する措置等	82
第	3 億	節 生活関連等施設における災害への対処等	83
	1	生活関連等施設の安全確保	83
	2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	83
第	4 億	節 NBC攻撃による災害への対処等	84
	1	応急措置の実施	84
	2	国の方針に基づく措置の実施	84
	3	関係機関との連携	84
	4	汚染原因に応じた対応	85
	5	市の権限	86
	6	要員の安全の確保	86
第	9 =	章 被災情報の収集及び報告	87
	1	被災情報の収集	87
	2	被災情報の報告	87
第	1	0章 保健衛生の確保その他の措置	88
	1	保健衛生の確保	00
	1 2	床) 保険 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	
	2	笼来初♥ク煌垤	00
第	1	1章 国民生活の安定に関する措置	90
	1	生活関連物資等の価格安定	90
	2	避難住民等の生活安定等	90
	3	生活基盤等の確保	90

第4編 復旧等

第	1 1	章 応急の復旧	91
	1	基本的考え方	91
	2	公共的施設の応急の復旧	
第	2	章 武力攻撃災害の復旧	92
	1	国における所要の法制の整備等	92
	2	市が管理する施設・設備の復旧	
第	3 =	章 国民保護措置に要した費用の支弁等	93
	1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	93
	2	損失補償及び損害補償	
	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	93
		第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処	
第	1 1	章 対処の基本	95
	1	対象とする事態	95
	2	市緊急対処事態対策本部の設置指定前における事案発生への対処	
第	2	章 初動対応力の強化	96
	1	危機管理体制の強化	96
	2	対処マニュアルの整備	96
	3	発生現場における連携協力のための体制づくり	97
	4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	97
	5	装備・資材の備蓄	97
	6	訓練等の実施	97
	7	住民・昼間市民への啓発	97
第	3 1	章 平時における警戒	98
	1	危機情報等の把握・活用	98
	2	危機情報等の共有	98
	3	擎戒対応	98

第4	章 発生時の対処	99
1	対策本部等の設置	99
2	市災害対策本部等による対応	99
3	市緊対本部への移行	100
4	緊急対処事態における警報	
第5	章 大規模テロ等の類型に応じた対処	102
1	危険物質を有する施設への攻撃	102
2	大規模集客施設等への攻撃	102
3	大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)	103
4	大量殺傷物質による攻撃(生物剤)	104
5	大量殺傷物質による攻撃(化学剤)	104
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	105
	<u>資料編</u>	
武	力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照	照会及び回答の手続
そ(の他の必要な事項を定める省令	106
八	王子市国民保護協議会条例	113
八	王子市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	114
八	王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	115

第1編 総 論

- 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 市の事務又は業務の大綱等
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を迅速・的確に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、次のとおり定める。

第1節 市の責務及び計画の目的・根拠

1 市の責務

市(「市長」又は「市長及びその他の執行機関」をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を迅速・的確に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 計画の目的・根拠

この計画は、武力攻撃事態等における市の責務を果たすため、住民の避難や避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などについて必要な事項を定め、住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済への影響を最小とすることを目的とする。

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。 以下「国民保護法」又は「法」という。)、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。 以下「基本指針」という。)、東京都の国民の保護に関する計画(以下「都国民保護計画」という。) に基づき、この計画を作成する。

3 計画の位置づけ

この計画は、市が行う「武力攻撃事態等における国民保護措置」、「平素からの備え」に関する指針となるべき基本的な計画である。市は、この計画に基づくとともに、国の新たなシステムの構築や都の規定整備等を踏まえて、具体的な基準や関係機関との協定等の整備を図る。

4 計画に定める事項

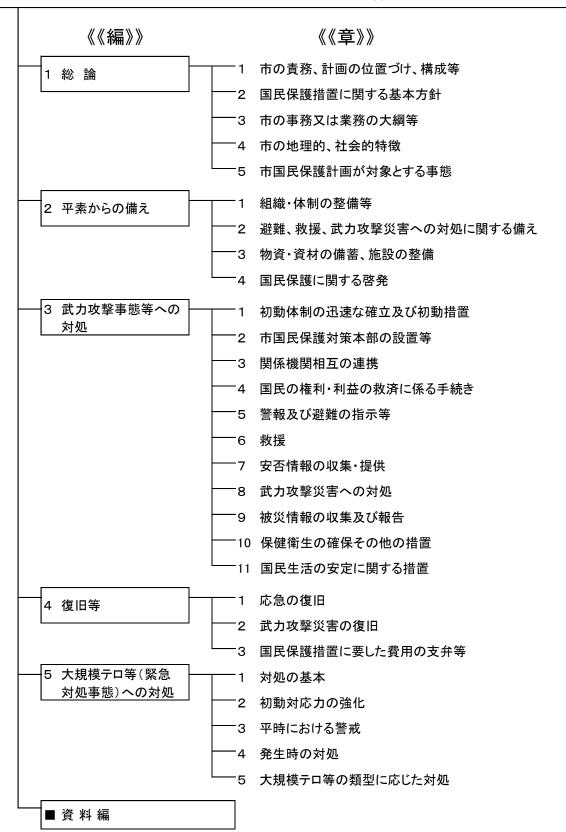
この計画は、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・市が実施する国民保護措置に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための訓練、物資・資材の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置を実施する体制に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関し他の地方公共団体、関係機関との連携に関する事項
- ・上記のほか、市長が必要と認める事項

第2節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

八王子市国民保護計画



第3節 計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

この計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。なお、見直しに当たっては、八王子市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く市民や関係者などの意見を求める。

2 市国民保護計画の変更手続

この計画を変更する場合は、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、八王子市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事(以下「都知事」という。)に協議し、市議会への報告及び市民等への公表を行う。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、八王子市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を迅速・的確に実施するに当たり特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り公正かつ適正な手続の下に行い、国民を差別的に取り扱うこと、思想・良心の自由や表現の自由を侵すことがあってはならないことに留意する。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国や都、近隣市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制を整備するよう努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、 必要な援助について協力を要請する。この場合、国民は必要な協力をするよう努めるものとされてい るが、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならな いことに留意する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者、難病患者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、警報の内容の伝達や避難誘導などの国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法 (*) の的確な実施を確保する。

^{(*) 「}国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーヴ諸条約、1977年のジュネーヴ諸条約に対する追加議定書等をいう。

第1編 総論 第2章 国民保護措置に関する基本方針

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、各機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

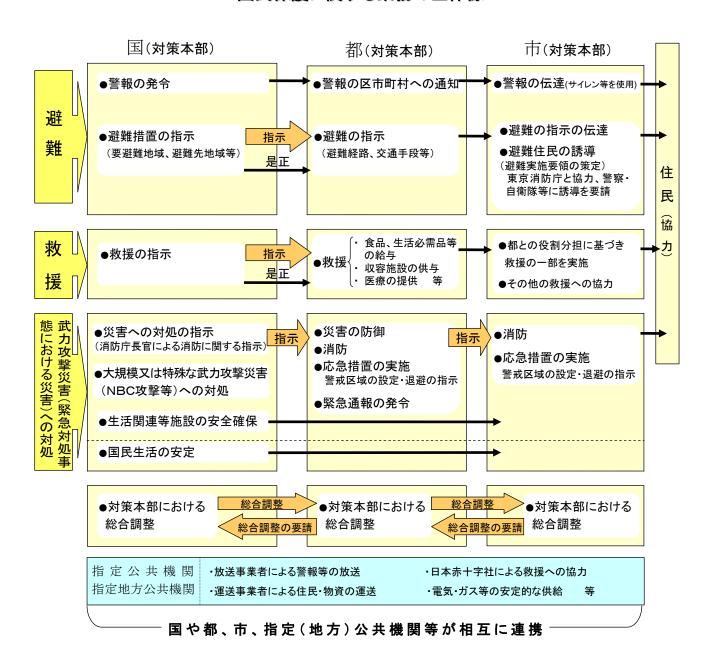
市は、日本に居住し、又は滞在しているあらゆる外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 業務の全体像

国民保護に関する業務の全体像



第1編 総論 第3章 市の事務又は業務の大綱等

2 事務又は業務の大綱

○ 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織・体制の整備、訓練
市	5 警報の内容・避難の指示の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、
	その他の住民の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防(消防団・消防水利事務に限る。)、廃棄物の処理、
	被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 都の事務又は業務の大綱(都国民保護計画より)

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織・体制の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民
東京都	の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施
米 尔 部	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛
	生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の
	安定に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を迅速・的確に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について確認する。

1 位 置

本市は、首都東京(都心)の40km圏にあり、東京都の西端部に位置する。 市役所(元本郷町三丁目24番1号)の位置及び本市の隣接市町村は、次のとおりである。

	東	経	139° 18′ 55″
市役所の位置	北	緯	35° $40'$ $00''$
	海	抜	126. 46 m
	東		日野市、多摩市
17.1/2 July July -	西		檜原村、神奈川県相模原市
隣接市町村	南		町田市、神奈川県相模原市
	北		あきる野市、福生市、昭島市

2 面積、広ぼう及び海抜

市の面積、広ぼう及び海抜は次のとおりで、多摩26市の合計面積の約24%を占める。

	面積	市全体	186.38 km^2
		周囲	95.8 km
+ ^ 4+	広ぼう	東 西	24.3 km
市全体		南北	13. 4 km
	VE 44-	最 高	862. 7m
	海拔	最 低	63.0m

※広ぼう、海抜は、平成27年3月6日面積改訂前の値である。

(市資料)

3 地形、地質

市域の地形を概観すると、山地、丘陵、台地、低地に区分することができる。

市の中心街は、浅川によって開析された低地にあり、その北側は加住丘陵が、南側は多摩丘陵が、 それぞれ西方の山地から東方へ張り出した形で連続的に連なっている。加住丘陵の東方は、日野の台地となって多摩川、浅川によって侵食されたがけとなって終わっている。多摩丘陵は、町田市、稲城市、さらに川崎市、横浜市方面に連なっている。

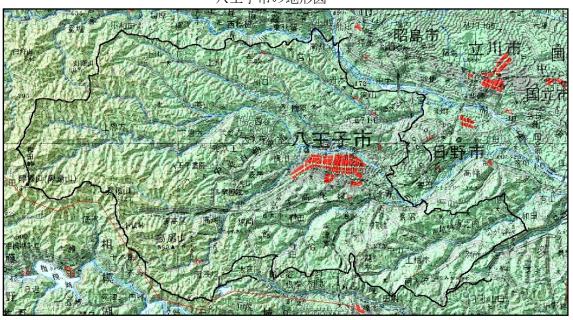
本市を流れる河川は、西高東低の地形にしたがって、ほぼ東方へ流れ、小河川を集めて浅川となり、 多摩川に合流する。本市の低地はこのような河川による侵食によってできたもので、市街地は浅川な どの流域にある。

市街地の北方にある加住丘陵は、西方から流れる谷地川によって南北に分けられ、加住丘陵の北方は多摩川に、加住南丘陵の南方は川口川に接している。川口川と北浅川に挟まれた川口丘陵が、また、

第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴

北浅川と南浅川に挟まれた船田丘陵が東方へ突き出している。南浅川の南方には小比企丘陵があり、 その南東は湯殿川を挟んで多摩丘陵がある。

八王子市の地形図



(国土地理院 1/5 万地形図を加工:市地域防災計画(令和4年修正)第1編 P23 より)

4 気 象

近年、本市も都市気候化が徐々に進行している。

気温は夏季には 37 \mathbb{C} 前後、冬季には 1 0 \mathbb{C} を超える日がある一方で-4 \mathbb{C} 前後となる日もある。年間 の降水量は、ここ数年の平均で 1,630 mm前後となっている。

気象概表

年	次	気		ì	且 (℃			盾		大		風		速 (m/	's)
及 月	び次	月平	均月	最高	月最		: 水 : (mm)	量	降水(mm)	量 :	最小湿度(%)	平均風速	最大瞬	間風速、	風向
平成27	7年	1	5. 4	37. 5	_	6.0	1, 74	0.0	20	0.5	15	2.	6	23. 7	北北西
28	8	1	5. 5	38. 0	_	6. 2	1, 48	7. 0	17	5. 5	12	2.	7	28. 0	南
29	g	1.	4. 9	36. 7	_	5. 9	1, 51	4 5	17	5. 0	6	2.	7	24. 6	南西
30			5.9	39. 3	_	8. 7	1, 43			7.0	8			45.6	南南東
- 令和元	1年 1月		5. 6 3. 6	37. 0 13. 9		4. 8 4. 8	1, 96 1	6. 0 2. 5		2. 5 2. 5	10 10		ı	33. 3 19. 6	<u>北</u> 北北西
	2		5. 9	19. 7		3. 8		3. 5		6. 0	14			19.0	北
	3		9. 3	21.7		1.4	11	9. 5	4	0.0	10			21.4	北
	4	1	2. 7	25. 5		1. 1		6.0	3	2.0	12	3.		21.5	北北西
	5		9. 0	33.6		4. 5		8. 5		5. 5	15		ı	22.9	
	6		1.4	32.4		3.6		1.0		8.0	24	3.	ı	18.9	
	7 8		4.1	35.8		7.5		2.0		1.5	45			18.3	
	9		8. 3 4. 6	37. <u>0</u> 36. 3		0. 8 6. 0		0.0 2.5		2. 0 0. 5	41 29	3. 2.	1	23. 5 33. 3	<u>南南東</u> 北
	10		8. 7	30.6		9. 7		3. 0		2. 5	33			25. 5	1- 北北西
	11		2. 2	23. 3		8.1.1.1 0. 9		7. 0		2. 5	25			15. 6	·····································
	12		7. 4	18. 2		1.4		0. 5		9. 0	26			21.0	北
年	次	気 泊	温 階 #	汲 別 日	数	降	水量	階級	別 日	数		•	•		
- 及 月	び次	最低 -5℃ 以下	気温 0℃ 未満	最高 25℃ 以上	気温 30℃ 以上	1mm 以上	10mm 以上	30mm 以上	50mm 以上	100m: 以上				雷 雨 (1mmり	
平成27	7年	4	55	118	46	117	46	1	4 7		2	34	1, 992. 5		9
28	8	2	54	120	55	114	46	1	0 5		1	40	1,869.9		8
29	9	5	74	119	51	92	41	1	0 6		2	41	2, 131. 3		14
30		10	56		67	91	45	1				44	2, 154. 1		14
		10											2, 154. 1		
- 令和元			53			109	45	<u>1</u>	8 6		2	43	1, 966. 2		12
	1月		30	·····		1	1				_	2	232.0		l
	3	_	13			4	1 5				_	<u>1</u>	157. 9		_
	4			1		10 7	2		2 -			5 11	189. 9 203. 1		1
	5	_		12	4	' -	2		1 1		1	7	223. 5		1
	6	_	_	17	3	13	5		2 1			4	133. 2		1
	7	-		19		19	8		1 -		-	2	73. 3		-
	8	-	_	31	24	12	6		3 1		_	2	179. 3		4
	9	_	_	27		8	4		2 1		_	2	133. 2		3
	10	_	_	6	3	16	7		5 2		1	4	101.8		1
	11	_	1	_	_	9	2		1 -		_	1	186. 7		_
	12	_	5	_	-	5	2				-	2	152. 3		-

(統計八王子(令和2年[2020年]版))

5 人 口

八王子市は、都心から 40 km圏内にある多摩地域最大の都市であり、国道 16 号や国道 20 号などが 交差する交通の要衝としてなどの立地条件にも恵まれ、高度経済成長とともに宅地開発、都市化が進んだ。その結果、本市の人口は、昭和 30 年頃から昭和 55 年頃にかけて急激に増加した。しかし、昭和 50 年代後半から人口増加の割合は、やや緩やかになってきている。

	人口	562, 145 人
±0 <i>H</i>	世帯数	279,627 世帯
市全体	人口密度	$3,016$ 人 $/$ km 2
	1世帯当たり人口	2.01 人

(市資料:令和5年1月1日現在) (外国人住民含む)

6 道路

現在、広域的な機能を果たす市域の主要幹線道路は、中央自動車道、国道 16 号、同八王子バイパス、国道 20 号(甲州街道)、国道 411 号(滝山街道)、国道 468 号首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、都道府中相模原線(野猿街道)、都道八王子五日市線(秋川街道)、都道八王子町田線(町田街道)、都道八王子あきる野線(高尾街道)、都道八王子武蔵村山線(多摩大橋通り)、都道山田宮の前線(美山通り)の 12 路線である。また、都道上館日野線(北野街道)、都道上野原八王子線(陣馬街道)、都道下柚木八王子線(野猿街道)、都道淵上日野線(新滝山街道)、都道瑞穂あきる野八王子線、都道小山乞田線(多摩ニュータウン通り)、都道八王子城山線等の一部幹線道路が主要幹線道路の機能を代替している。

7 鉄道

鉄道は、東西方向にJR中央線及び京王電鉄京王線・高尾線・相模原線、南北方向にJR八高線・横浜線及び多摩都市モノレールの計7路線が通っており、そのうちJR八高線・横浜線と京王電鉄京王線・高尾線の4路線が市内の駅を始発駅にしている。また、高尾山に高尾登山電鉄がある。本市は、従来にも増して多摩地域の交通の要衝になってきている。

8 観 光

本市は、豊かな自然に恵まれ、多くの観光客が訪れている。中でも、近年マスメディアにも多く取り上げられている高尾山は観光名所として有名であり、周辺整備を進めている。また、毎年8月に行われる「八王子まつり」は、70万人を超える人々で賑わう市内最大の祭典となっている。

9 大 学

市内には、昭和38年ころから大学の進出が相次ぎ、現在では高専・短大をあわせた21校で約10万人の学生が学ぶ全国有数の学園都市となっている。

10 消防

市は、昭和35年4月より消防事務(消防団事務及び消防水利事務を除く。)を東京消防庁に委託している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

この計画では、都国民保護計画で想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型(*)を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

※ N=Nuclear:核(物質) B=Biological:生物剤 C=Chemical:化学剤

1 対象とする事態類型

この計画で対象とする事態類型は、次のとおりとする。

事態	事態類型
武力攻撃事態	 着上陸侵攻 グリラ・特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	 ① 危険物質を有する施設への攻撃 ・原発、石油コンビナート等に対する攻撃 ② 大規模集客施設 (**) 等への攻撃 ・ターミナル駅、列車等に対する攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ・炭疽菌、サリン等を使用した攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

この計画では、世界で大規模なテロが多く発生している状況や都国民保護計画で大規模テロ対策を 重視していることを踏まえ、緊急対処事態(大規模テロ等)への対処を重視する。

^(*) 事態類型は、国の基本指針で示されている。また、国民保護法では、都道府県は基本指針に基づき 国民保護計画を、区市町村は都道府県の計画に基づき国民保護計画を作成しなければならないとされ ていることから、本章における事態類型及び類型ごとの特徴は都の計画によるものである。

^(**) ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設

2 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり。

事態類型	特 徵
①着上陸侵攻 ・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	 ≪攻撃目標となりやすい地域≫ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ≪想定される主な被害≫ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 ≪被害の範囲・期間≫ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ≪事態の予測・察知≫ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
②ゲリラや特殊部隊に よる攻撃 ・比較的少数の特殊部 隊等を潜入させ、重 要施設への襲撃や要 人の暗殺等を実施す る攻撃	 ≪攻撃目標となりやすい地域≫ 都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ≪想定される主な被害≫ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ≪被害の範囲・期間≫ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 ≪事態の予測・察知≫ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

事態類型	特 徴
③弾道ミサイル攻撃・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	 ≪攻撃目標となりやすい地域≫ ● 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ≪想定される主な被害≫ ● 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 ≪被害の範囲・期間≫ ● 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 ≪事態の予測・察知≫ ● 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
④航空攻撃・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	 ≪攻撃目標となりやすい地域≫ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ≪想定される主な被害≫ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ≪被害の範囲・期間≫ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ≪事態の予測・察知≫ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

3 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり。

事態類型	特 徵
①危険物質を有する施設への攻撃	 ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。) ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。) ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。
②大規模集客施設等 への攻撃	○ 大規模集客施設 (ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など) や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施 設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
③大量殺傷物質によ る攻撃	○ 核物質や生物剤、化学剤等による攻撃が行われた場合、「4 N B C を使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。
④交通機関を破壊手 段としたテロ	 ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

4 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。)が行われることも考慮する。

その場合の特徴は次のとおり。

種別	特 徵
■ 核兵器等 (N=Nuclear)	 ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
■ 生物兵器等 (B=Biological)	 ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器等 (C=Chemical)	 ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処 に関する備え

第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備

第4章 国民保護に関する啓発

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市の組織・体制の整備

国民保護措置を迅速・的確に実施するには、市の組織や体制、職員の配置、服務基準等の整備を 図る必要があることから、市は、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定 める。

1 市の平素の業務

市の各部室課等は、国民保護措置を迅速・的確に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部等における平素の業務】

	【中の各部等における平素の業務】 						
	名	1	称			平素の業務	
生	活	安	全	部	1	国民保護に関する総合調整に関すること	
					2	国民保護協議会の運営に関すること	
					3	国民保護計画の見直し・変更に関すること	
					4	国民保護措置に関する組織、体制の整備・充実の推進・総括に関すること	
					5	武力攻撃事態等における非常配備態勢の整備に関すること	
					6	通信体制の整備に関すること	
					7	国民保護措置に関する物資、資機材等の備蓄、確保に関すること	
					8	国民保護に係る普及・啓発及び訓練、教育に関すること	
					9	指定地方行政機関、自衛隊、東京都、指定公共機関、指定地方公共機関、区市町村等と	
					C	の連絡調整に関すること	
					10	各部との連絡調整、情報収集の総括等に関すること	
					11	安否情報の収集及び連絡体制の整備に関すること	
					12	警報の内容・避難の指示の伝達体制、避難実施要領、防災行政無線の整備に関すること	
					13	特殊標章等の交付・許可に関すること	
					14	国、都、他区市町村等への職員の派遣要請の準備に関すること	
					15	業務継続計画(BCP)に関すること	
					16	他の部等の所管に属さないこと(※)	
都	市	戦	略	部	1	国民保護に係る広報に関すること	
					2	報道機関との連絡調整に関すること	
総	合	経	営	部	1	他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること	
					2	国、都への陳情等に関すること	
					3	国民保護に係る広聴に関すること	
					4	業務継続計画(BCP)に関すること	
デ	ジタ	ル	推進	室	1	被災情報の収集、伝達の協力に係る体制の整備に関すること	

第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等

				1		
市	民 活	動	推進	部	1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること	
					2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること	
					3 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関すること	
					4 外国人の保護、支援に係る体制の整備に関すること	
					5 市民活動団体 (NPO等) への支援に関すること	
					6 町会・自治会等に関すること	
					7 女性の視点に立った支援に関すること	
					8 滞留者の対応に係る協力のための体制の整備に関すること	
					9 所管施設の警戒等の予防対策に関すること	
総		務		部	1 職員の安否確認、動員及び服務に係る事前の整備に関すること	
					2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理等に係る事前の整備に関すること	
					3 武力攻撃事態等における広報への協力に係る体制の整備に関すること	
					4 国民保護関係法規に関すること	
					5 国、都、他区市町村からの武力攻撃災害等派遣職員の受入れに係る事前の整備に関	す
					ること	
					6 国民の権利利益の救済に係る手続きの整備に関すること	
					7 特殊標章等の交付・許可の協力に関すること	
					8 国民保護措置の実施に当たり、生活安全部の応援のための体制の整備に関すること	
契	約	資	産	部	1 本庁舎における警戒等の予防対策に関すること	
					2 車両その他運送手段の確保体制、配車計画等の整備に関すること	
					3 市有建物 (他の部等に属するものを除く。) の警戒等の予防対策に関すること	
					4 国民保護措置に係る物品の調達体制及び工事等の計画の整備に関すること	
財		政		部	1 国民保護関係の予算、その他財務に関すること	
					2 被害状況の調査及び家屋の被害認定調査の実施に関すること	
					3 災害関連情報の整理及び提供に関すること	
					4 被害等に関する調査の総合調整に関すること	
					5 罹災証明等の発行に関すること	
					6 租税の減免等に関すること	
市		民		部	1 安否情報の収集体制の整備に関すること	
					2 行方不明者の捜索に係る体制の整備に関すること	
					3 事務所における被災者の対応に係る体制の整備に関すること	
					4 遺体の収容及び埋火葬に係る体制の整備に関すること	
					5 滞留者対策に係る体制の整備に関すること	
					6 所管施設の警戒等の予防対策に関すること	

第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等

福			部	1	要配慮者の救援、安全確保及び支援に係る体制の整備に関すること
				2	ボランティア(他の部等が所管するものを除く)の事前登録、受入れ及び派遣に係る
				1	本制の整備に関すること
				3	日本赤十字社との連絡調整に関すること(医療に関するものを除く)
				4	義援金の受領及び配分に係る体制の整備に関すること
				5	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
健	康 医	療	部	1	医療に係る体制の整備に関すること
				2	医師会等の医療関係機関との連絡調整に関すること
				3	医療資器材、薬品等の調達に係る体制の整備に関すること
				4	日本赤十字社との連絡調整に関すること(医療に関するものに限る)
				5	滞留者の対応の協力に関する体制の整備に関すること
				6	防疫に係る体制の整備に関すること
				7	動物対策に関すること
				8	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
子	ども	家 庭	部	1	乳幼児及び入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に係る体制の整備に関すること
				2	乳幼児及び児童に係る相談体制の整備に関すること
				3	他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること
				4	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
産	業	興	部	1	食品、生活物資その他救援物資の確保、調達及び配分に係る体制の整備に関すること
				2	観光客等の避難誘導及び安全確保に係る体制の整備に関すること
				3	農林業、商工業、観光施設等の被災状況の調査等に係る体制の整備に関すること
				4	避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること
				5	事業所防災対策(BCP事業継続計画策定支援を含む)に関すること
				6	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
環	境		部	1	環境保全及び回復に係る体制の整備に関すること
				2	消毒等防疫対策に係る体制の整備に関すること
				3	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
資	源 循	環	部	1	ごみ・がれきの収集及び処理に係る体制の整備に関すること
				2	遺体の搬送に係る体制の整備に関すること
				3	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送に係る体制の整備に関すること
				4	応急給水の実施の協力に係る体制の整備に関すること
				5	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
水	 循	環	部	1	し尿の収集及び処理に係る体制の整備に関すること
				2	応急給水に係る体制の整備に関すること
				3	仮設トイレの設置及び管理に係る体制の整備に関すること
				4	所管施設の警戒等の予防対策に関すること

第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等

				 ,		
都	市	計	画	部	1	都市の復旧・復興に係る体制の整備に関すること
					2	交通対策に係る総合調整に関すること
					3	交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関すること
					4	代替交通手段の確保に係る体制の整備に関すること
					5	災害時のヘリポート開設に係る体制の整備に関すること
拠	点	整	備	部	1	交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関すること
					2	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関すること
ま	ち		な	み	1	住宅対策に関すること
整		備		部	2	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること
					3	応急仮設住宅等の募集、選定及び入居者管理に係る体制の整備に関すること
					4	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関すること
					5	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
道	路	交	通	部	1	道路、堤防、橋りょうの保全に関すること
					2	住家、河川、道路等における障害物の除去に係る体制の整備に関すること
					3	危険建物、危険区域等の安全確保に係る体制の整備に関すること
					4	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送に係る体制の整備に関すること
					5	滞留者の対応の協力に係る体制の整備に関すること
					6	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
会		計		部	1	現金及び物品の出納及び保管に関すること
学	校	教	育	部	1	避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること
					2	避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること
					3	学校施設等の警戒等の予防対策に関すること
					4	児童及び生徒の安否確認等に係る体制の整備に関すること
					5	児童及び生徒の避難誘導、安全確保に係る体制の整備に関すること
					6	避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関すること
					7	滞留者の対応の協力に係る体制の整備に関すること
					8	国民保護に係る教育に関すること
生	涯	_	学	習	1	避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること
ス	ポ	_	ツ	部	2	避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること
					3	避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関すること
					4	滞留者の対応の協力に係る体制の整備に関すること
					5	臨時ヘリポート開設に係る体制の整備に関すること
					6	国民保護措置に係る学校教育部の応援のための体制の整備に関すること
					7	文化財の保護に係る体制の整備に関すること
					8	所管施設の警戒等の予防対策に関すること
議	会	事	務	局	1	市議会との連絡調整に関すること
					2	他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること

監	査	事	務	局	1	他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること
選挙	*管理	委員:	会事	务局	1	他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること
消		防		寸	1	避難の指示の伝達に係る体制の整備に関すること
					2	避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること
					3	被災情報の収集及び伝達の協力のための体制の整備に関すること
					4	行方不明者等の捜索に係る体制の整備に関すること
					5	災害の防御に係る体制の整備に関すること

[※] 国民保護に関する業務の総括、各部室課間の調整、企画立案等については、生活安全部が行う。

【参考】東京消防庁(消防署)の平素の業務 (都国民保護計画抜粋)

機関の名称	平素の業務
	1 消防活動体制の整備に関すること
	2 通信体制の整備に関すること
	3 情報収集・提供体制の整備に関すること
東京消防庁	4 装備・資機材の整備に関すること
第九消防方面本部	5 特殊標章の交付・管理に関すること (※)
八王子消防署	6 生活関連等施設、危険物質等(消防法に関するものに限る。)取扱所の安全化対策に
	関すること
	7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること
8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること	
	9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

[※] 東京消防庁職員に限る。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合に、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京 消防庁(消防署)との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、速やかに市長及び国民保護担当職 員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

体制の確保に当たっては、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることに留意する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
	市の全部室課での対応は不要だが、情報収集等の対		①危機管理連絡体制
	応が必要な場合		
	全庁的に情報の収集、	対応策の検討等が必要な場合	②危機管理本部
事態認定無	原因不明の事案が発生	生するなど、その被害が災害対	④災害対策本部
	策基本法上の災害 (*)		
	措置を実施する必要な		
	市国民保護対策本	市の全部室課での対応は不要	①危機管理連絡体制
	部設置の通知がな	だが、情報収集等の対応が必	
東能到学士	い場合	要な場合	
事態認定有		全庁的に情報の収集、対応策	②危機管理本部
		の検討等が必要な場合	
	市国民保護対策本部語	設置の通知を受けた場合	③国民保護対策本部

[※] ①は「危機管理責任者設置要綱」、②は「危機管理本部設置要綱」に基づく体制。

【職員参集基準】

体制	参 集 基 準
①危機管理連絡体制	防災課職員及び各部危機管理責任者(部の庶務担当課
	長)、危機管理連絡員(部の庶務担当主査又は部長が指
	名する主査)
②危機管理本部	状況に応じて、八王子市地域防災計画第3編(震災応
	急対策計画) 第1章(応急活動体制) 第5節(職員の
	配備)の「1 配備態勢」で定める第1非常配備態勢
	又は第2非常配備態勢を準用する。
③国民保護対策本部	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集
④災害対策本部	

[※] ③と④は、基本的に同内容の措置を実施する。

(4) 部課長等への連絡手段の確保

市の部課長及び防災課職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常に携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

^(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他 その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

(5) 部課長等の参集が困難な場合の対応

部課長等が、交通の途絶や被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員 の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市国民保護対策本部長の代替職員については、次のとおりとする。

【市国民保護対策本部長の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本部長 (市長)	生活安全部担当副市長	生活安全部担当外副市長	教育長

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市国民保護対策本部(以下「市保護本部」という。)を市庁舎内に設置できない場合に備え、市保護本部の予備施設(地域防災計画に準ずる。)を次のとおり指定する。

○ 第1位	大横保健福祉センター	大横町 11-35	TEL 625-6501
○ 第2位	東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	TEL 667-1331
○ 第3位	芸術文化会館(いちょうホール)	本町 24-1	TEL 621-3001

(7) 交代要員等の確保等

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市保護本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁(消防署)の初動体制の把握

市は、東京消防庁(消防署)からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁(消防署)との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに市は、武力攻撃事態等における消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

種類	項目	担当部
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	産業振興部
(法第 159 条第 1 項)		総務部
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	産業振興部
		総務部
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	関係各部
		総務部
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	関係各部
		総務部
損害補償	国民への協力要請によるもの。(法第70条第1・3項、	生活安全部
(法第 160 条)	80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務部
不服申立てに関するこ	総務部	
訴訟に関すること。(治	法第6条、175条)	総務部

第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たっては、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、市は、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けるなど、関係機関の意思疎通を図り、 人的なネットワークを構築する。この場合、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の 積極的な参加が得られるように留意する。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話〈FAX〉番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を 基本として都と協議し、役割分担を明らかにする。

(5) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において避難住民の誘導等を円滑に行うとともに、市道の通行禁止措置等に 関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁(警察署)と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁(消防署)と緊密な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定について必要な見直しを行うことなどにより、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資・資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部委託のための準備

市は、武力攻撃事態において国民保護措置実施のために事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関の把握に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資・資材の供給や避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所での武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策を支援するよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、東京消防庁(消防署)が実施する、事業所の施設管理者や事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画の作成指導などについて、必要に応じて協力する。

5 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や町会・自治会等のリーダーに対する研修等を通じて、自主防災組織等の活性化と充実を図るとともに、自主防災組織等相互、消防団、市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための資機材の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁(消防署)の協力を 得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係 団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動 環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を迅速・的確に実施するためには、通信の確保が重要であることから、市の非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会 (*) との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時も情報の収集・提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や 停電等に備えた非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然 災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集・整理し、関係機関や住民への情報の提供等を適時・適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集・整理、提供や武力攻撃 災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

^(*) 電波法に基づく総務大臣の下部機関として、地震、台風などの非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援などに必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的とした組織

・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用 体制の構築を図る

設 •

施

・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る

設

面

- ┃・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総 点検する
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時や途絶時、庁舎への電源供給が絶たれた場合を想 定した関係機関との実践的通信訓練(非常用電源を利用するなど)の実施を図る

浬

用

・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を加味して実施時間や電源の確保等の条件設定を行い、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う

. . .

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信対策等に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めると ともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を 活用した運用方法等についての十分な調整を図る
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る
- ・担当する職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、各担当者が被害を受けた場合に備え、他の職員が円 滑に代行できるような体制の構築を図る
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等への情報の伝達に際し援護を要する者や、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらか じめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を 図る。この場合、民生委員や社会福祉協議会、国際関係市民団体等との協力体制を構築するなど、高 齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等に対する伝達に配慮する。

また、警察、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、 住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの 防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、J-ALERT(全国瞬時警報システム)^{1(*)}を介して警報が住民へ迅速かつ確実に伝達されるよう、受信設備及び伝達体制等の管理、整備等を行う。

(3) 住民等への情報伝達手段の整備

市は、携帯電話メールサービス(緊急速報メール等)、ソーシャルメディア等の多様な情報伝達手段を活用するとともに、新たな情報伝達手段の整備に努める。

(4) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が迅速・的確に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定めるとともに、各々の施設管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

≪多数の者が利用又は居住する施設≫

- ・大規模集客施設等(駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等)
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街
- ・大規模集合住宅 など

また、市の地域特性を踏まえ、次に掲げる人々や施設についても伝達体制を検討する。

- ・八王子駅周辺の中心市街地の買い物客
- ・高尾山等を訪れている観光客
- ・市内の大学に通う学生
- ・老人ホームや通所施設等の福祉施設

市は、都及び東京消防庁(消防署)が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供(館内放送等)や避難誘導体制の整備等に関

^(*) 対処に比較的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市の同報系防災無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

する指導・助言に協力する。

(7) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携 して、各種の取組みを推進する。その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が 得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集・提供に必要な準備

(1) 安否情報収集・提供のための体制整備

市は、安否情報(以下参照)の収集、整理、報告、提供を円滑に行うことができるよう、それぞれ の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を実施する。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保す る。

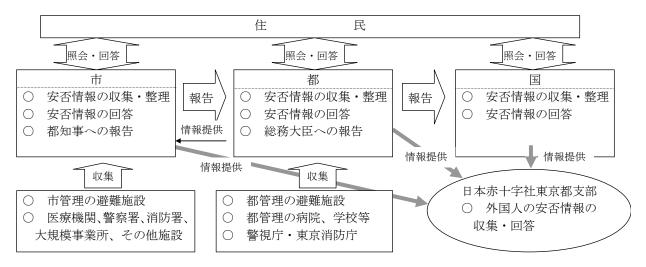
【収集・報告すべき情報】 (参考:安否情報収集様式 P108、109)

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ① 氏名
- ⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)
- ⑥ ①~⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場) 合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- (7) 負傷や疾病の有無 (8) 負傷又は疾病の状況 (9) 現在の居所
- ⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等
- 2 死亡した住民

(上記①~⑥、⑩に加えて)

- ② 死亡の日時、場所及び状況 ③ 遺体の安置場所
- ⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、都との役割分担(以下参照)により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、その他施設の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の 施設等からの収集など補完的に対応

- ・市…市管理の避難施設 市の施設(学校等) 市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、その他施設
- ・都…都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等) 警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの(運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等)を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

(4)安否情報システムの活用

市は、安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(安否情報システム) (*) を活用する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報(以下参照)の収集、整理や都知事への報告等を適時・適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、安否情報システムの操作訓練等を行い、連絡体制の整備を行う。この他にも、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害等の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害等の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住家被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

^(*) 国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体が開発したシステム。都道府県や国への安否情報の報告や、住民等への照会に回答するために使用する。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を行うなど育成に努める。

第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。) (*) を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、次のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

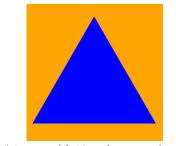
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

(2) 身分証明書

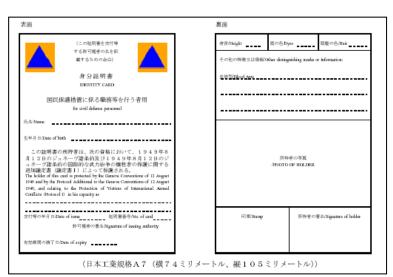
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記参照)。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)



(身分証明書のひな型)

2 交付要綱の作成

市は、国の「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)」に基づき、特殊標章等の具体的な交付要綱を作成する。

(*)【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

3 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する各種教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国、都、警視庁、東京消防庁等の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民や地域の団体、事業者の自発的な参加・協力を得ながら国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、関係機関との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練の計画に当たっては、実際に人物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市保護本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市保護本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置の訓練の実施に当たっては、住民の避難誘導や救援等について、町会・自治会、 自主防災組織の参加・協力 (*) を求めるとともに、特に高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊 産婦及び乳幼児等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加・協力 (*) を呼びかけて訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都及び東京消防庁(消防署)と協力し、大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等)、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に関する計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、警視庁(警察署)と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。 また、警視庁(警察署)が行うテロ対策訓練等に参加し、知識の習得・向上に努める。

33

^(*) 訓練への参加などの協力を要請された場合は、国民は必要な協力をするよう努めるものとされているが、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する備え

市は、避難や救援、武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し必要な事項について、 次のとおり定める。(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【市で集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 市内の道路網のリスト
- (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
- (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
- (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
- (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- (※ 備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
- (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、都、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市保護本部のモニターなどに表示できるよう努める)
- 町会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト(※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署の所在地等の一覧)

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、関係部課を中心に、都が設置する要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合の受入れ 等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関し、時間的な余裕がない場合などは、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

また、市の地域特性を活かし、大学や福祉施設については避難の在り方だけではなく、次の事項について協力が得られるよう、自然災害対策の取組みと並行して検討する。

- ・学生による避難誘導・救援等の援助
- ・避難所としての宿泊施設などの活用
- ・高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者専用の二次避難所としての福祉施設 の活用

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制を確立するなど施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関(消防、警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、総 務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口 の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、山間部の交通事情、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び妊 産婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、自らが行うべき救援の内容について、地域防災計画の役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素からの取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

市は、自らが運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市内の運送に係る運送事業者の輸送力や輸送施設に関する以下の情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

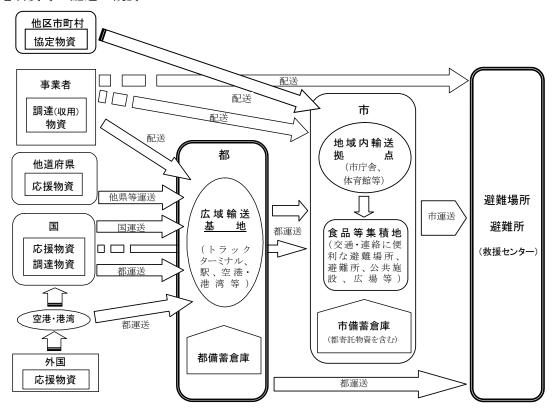
(2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市内の運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都からの緊急物資等の配送を受けるための拠点の設定、各避難所への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

≪緊急物資等の配送の概要≫



5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定^(*) に際して、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

また、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により都と共有するとともに、都と連携し、住民に対して避難施設の場所、連絡先等の迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

≪避難施設の区分≫ (都国民保護計画より)

区分	用 途	施設(例示)
	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避	・小、中、高等学校
	難の指示・退避の指示などの際に一時的に	• 公民館
	避難する場所	• 体育館
避難所		・劇場、ホール
		コンベンション施設
		・地下鉄コンコース ※
		· 地下街 ※ 等
	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護な	• 社会福祉施設 等
一 ′/2 ′12 ## 5€	どのサービスを必要とする高齢者、障害	
二次避難所 (福祉避難所)	者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の特に	
(作曲作品 20世 美田 17月 /	配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護	
	する場所	
	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大	• 都立公園
避 難 場 所	規模な火災等からの一時的に避難するオ	• 河川敷 等
	ープンスペース	

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

^(*) 国民保護法では、避難施設の指定は都道府県知事が行うこととされている。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握及び連絡体制の整備

市は、市内に所在する生活関連等施設について、都を通じて把握するとともに、都や当該施設等との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
7247613 13	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
tota to	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
第27条	6 号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10 号	危険物質等(国民保護法施行令第28条)の取扱所	Í
第28条	第28条 1号 危険物		総務省消防庁
	2号 毒物・劇物 (毒物及び劇物取締法)		厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
8号 毒薬・劇薬(薬事法)		毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省
	9号 電気工作物内の高圧ガス		経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒体制の整備

市は、自らが管理(指定管理者を指定する場合を含む。以下同様。)する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等に、都の措置に準じて警戒等の必要な措置を実施できる体制を整備する。この場合、生活関連等施設の対応も参考にしつつ、警察等との連携を図る。

第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備

市は、国民保護措置の実施に必要な物資・資材の備蓄や施設の整備について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資・資材については、原則として国民保護措置のための 備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資・資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資・資材については、国や都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄・調達するよう努める (*)。

【国民保護措置のために特に必要な物資・資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を 防止するための除染器具 など

(3) 都及び他の区市町村等との連携

市は、物資・資材の備蓄について、都と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたる場合でも、必要な物資・資材を調達することができるよう、 他の区市町村や事業者等との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設・設備の整備等

(1) 施設等の整備・点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、自らが管理する施設・設備について、整備や点検を行う。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、自らが管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の保存体制の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の迅速・的確な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

^(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、 テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を 行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、難病患者、外国人 等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発とも連携し、消防団や自主防災組織の特性も活かしながら住民等への啓発 を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、市内の事業者の理解を得るよう啓発に努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保や災害対応能力育成のため、 市立学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を 行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報^(*)、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民の理解と協力を得ながら周知を図る。市は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力して武力攻撃事態等における住民や事業者、学校等の施設管理者の適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。また、日本赤十字社や都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する啓発

市は、都等の関係機関と協力し、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

^(*) 国民保護法第98条により義務付けられている。

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市国民保護対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き
- 第5章 警報及び避難の指示等
- 第6章 救援
- 第7章 安否情報の収集・提供
- 第8章 武力攻撃災害への対処
- 第9章 被災情報の収集及び報告
- 第10章 保健衛生の確保その他の措置
- 第11章 国民生活の安定に関する措置

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定、市保護本部(八王子市国民保護対策本部)の設置指定が行われる前の段階でも、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

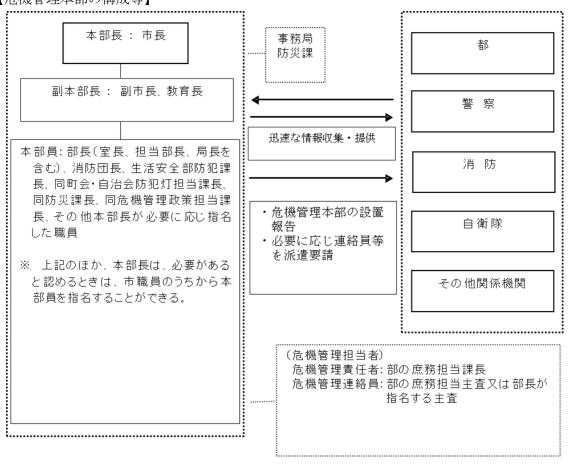
また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が 提供された場合においても、迅速に対応できるよう即応体制を強化しておくことが必要となること も考えられる。

このため、市は、状況に応じて迅速に初動体制を確立し、関係機関からの情報等を集約・分析して初動措置を実施するために必要な事項について、次のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理本部等の設置及び初動措置

- (1) 危機管理本部等の設置
 - ① 市は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合は、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、市として迅速・的確に対処するため、既存の危機管理体制により危機管理本部等を設置する。

【危機管理本部の構成等】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、 直ちにその旨を防災課及び危機管理担当者等に報告するものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

② 危機管理本部等は、警察、消防、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、 国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う とともに、危機管理本部等を設置した旨を都に連絡する。

この場合、危機管理本部等は、迅速な情報の収集・提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

③ 市は、国民保護対策本部の設置指定前に原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策 基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を 実施する。

(2) 初動措置の確保

① 市は、危機管理本部等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施する。

また、市は、国や都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

- ② 市は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定、消防法に基づき 消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ③ 市は、政府による事態認定がなされ、市に対して市保護本部の設置指定がない場合は、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市保護本部設置の要請などの措置を必要に応じて 実施する。

(3) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市保護本部への移行に要する調整

市は、危機管理本部等を設置した後に政府による事態認定がなされ、市に対して市保護本部を設置すべき指定の通知があった場合は、直ちに市保護本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理本部等を廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、都を通じて国から警戒態勢の強化等を求める通知・連絡があった場合や、武力攻撃事態等の 認定が行われたが市保護本部を設置すべき指定の通知がなかった場合等で、市長が不測の事態に備え た即応体制を強化すべきと判断したときには、危機管理連絡体制を立ち上げ、又は危機管理本部等を 設置して、即応体制の強化を図る。

この場合、市は、情報連絡体制や職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内で事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市は、市保護本部(八王子市国民保護対策本部)の設置指定があった場合、市保護本部を迅速に 設置し、市内における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市保護本部を設置す る場合の手順や市保護本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市保護本部の設置

(1) 市保護本部の設置の手順

市保護本部の設置は、次の手順により行う。

- ① 市保護本部を設置すべき市の指定の通知 市は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び都知事を通じて市保護本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市による市保護本部の設置 指定の通知を受けた市は、直ちに市保護本部を設置する。なお、事前に危機管理本部等を設置 していた場合は、市保護本部に切り替える。
- ③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集 市保護本部の担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、非常配備 名簿等の連絡網を活用し、市保護本部に参集するよう連絡する。
- ④ 市保護本部の開設

市保護本部の担当者は、市庁舎に市保護本部を開設するとともに、市保護本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関と相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市は、市保護本部を設置したときは、市議会に市保護本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の物資の確保、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能

市は、被災等により市保護本部を市庁舎内に設置できない場合は、下記の順位に従い市保護本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市外への避難が必要で、市内に市保護本部を設置することができない場合には、都と市保護本部の設置場所について協議を行う。

○ 第1位	大横保健福祉センター	大横町 11-35	TEL 625-6501
○ 第2位	東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	TEL 667-1331
○ 第3位	芸術文化会館(いちょうホール)	本町 24-1	TEL 621-3001

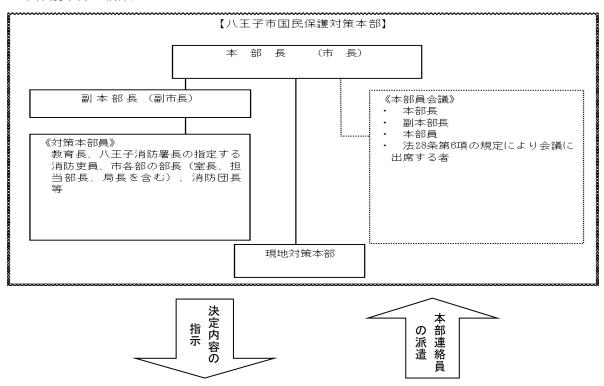
(2) 市保護本部を設置すべき市の指定の要請等

市は、市保護本部を設置すべき市の指定の通知が行われていない場合に、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市保護本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市保護本部の組織構成及び機能

市保護本部の組織構成や各組織の機能は以下のとおりとする。

≪市保護本部の構成≫



部門	本部・総務部門	土木・復旧部門	救援・救護部門	避難・教育部門	消防部門
部門長	生活安全部担当副市長	生活安全部担当外副市長 生活安全部担当副市長		教 育 長	消防団長
	生活安全部	まちなみ整備部	市民部	市民活動推進部	八王子市消防団
	総務部	道路交通部	福祉部	学校教育部	
	選挙管理委員会事務局	環境部	健康医療部	生涯学習スポーツ部	
	監査事務局	資源循環部	子ども家庭部		
	都市戦略部	水循環部	産業振興部		
部門に	デジタル推進室		会計部		
属する 組 織	総合経営部				
	議会事務局				
	契約資産部				
	財政部				
	都市計画部				
	拠点整備部				

※ 各部門は、市保護本部における決定内容等を踏まえて、各部室課において措置を実施するものと する。(市保護本部には、各部室課から本部連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

≪市保護本部の構成員と主な職務≫

	区分		構成員	主な職務
本	部	長	市長	保護本部の事務を総理し、本部の職員を
				指揮監督する。
副	本 部	長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、
				その職務を代理する。
本	部	洫	教育長、八王子消防署長の指定する消防吏員、市各部の部長(室長、担当部長、局長を含む)、消防団長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長、その他本部	
			長が必要に応じ指名した職員	
本		部	本部員(各部長)が所属の中から指名した	本部員会議の決定事項の連絡及び各部、
連	絡	員	主査、関係機関からの連絡員	関係機関間の事務レベルの調整等を行う。

【市の各部室課における武力攻撃事態等における業務】

			<i>r</i> .	T		
	名		尔			武力攻撃事態等における業務
生	活	安	全	部	1	市保護本部運営の総合調整に関すること
					2	国民保護に係る国、自衛隊、都、区市町村、関係機関等との連絡調整に関すること
					3	被災情報の収集・提供に関すること
					4	特殊標章等の交付、許可に関すること
					5	防災行政無線・地域防災無線等、通信の確保・通信施設の保全に関すること
					6	安否情報の集約、照会回答、都・国への情報送信に関すること
					7	報道機関への発表に関すること
					8	国民保護に係る総合相談、問い合わせ等の総合的な窓口に関すること
					9	警報の内容・避難の指示の伝達、避難実施要領の策定に関すること
					10	所管事項に係る復旧対策に関すること
					11	業務継続計画 (BCP) に関すること
					12	他の部等の所管に属さないこと
					13	前各号に掲げるもののほか、市保護本部の連絡調整に関すること
都	市	戦	略	部	1	国民保護に係る広報に関すること
					2	報道機関との連絡調整に関すること
					3	被災状況等の撮影及び記録に関すること
					4	見舞者、災害視察者等の応接に関すること
					5	復興方針及び復興計画の策定に関すること
デ	ジタ	ル	推進	室	1	重要な情報システムの復旧及び機能回復に関すること
					2	所管事項に係る復旧対策に関すること

総	合	経	営	部	1	職員の応援体制に関すること
					2	国、都への陳情等に関すること
					3	災害復興本部の設置及び運営に関すること
					4	復興方針及び復興計画の策定に関すること
					5	各種復興対策の総合調整に関すること
					6	国民保護に係る広聴に関すること
					7	所管事項に係る復旧対策に関すること
					8	業務継続計画(BCP)に関すること
市	民 活	動	推進	部	1	避難住民の誘導に関すること
					2	避難所の開設・運営に関すること
					3	避難所生活者の支援、対応に関すること
					4	外国人支援に関すること
					5	市民活動団体(NPO等)への支援に関すること
					6	町会・自治会等に関すること
					7	滞留者の対応の協力に関すること
					8	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					9	所管事項に係る復旧対策に関すること
総		務		部	1	職員の安否確認、動員及び服務に関すること
					2	職員の給与、食事、宿泊、健康管理等に関すること
					3	被災情報の収集、伝達の協力に関すること
					4	国民保護に係る広報への協力に関すること
					5	国民保護関係法規に関すること
					6	国、都、他区市町村からの武力攻撃災害等派遣職員の受入れに関すること
					7	国民の権利利益の救済に係る手続きに関すること
					8	特殊標章等の交付、許可の協力に関すること
					9	国民保護措置の実施に当たり、生活安全部の応援に関すること
					10	所管事項に係る復旧対策に関すること
契	約	資	産	部	1	市庁舎の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					2	車両その他運送手段の確保、配車計画等に関すること
					3	国民保護措置に必要な用地等の総合調整に関すること
					4	市有建物(他の部等に属するものを除く。)の被害状況把握、修理及び安全確保に
					B	闘すること
					5	国民保護措置に係る物品の調達及び工事等の計画に関すること
					6	所管事項に係る復旧対策に関すること

_						
財		政		部	1	国民保護措置に係る財政計画、予算、決算その他財務に関すること
					2	被害状況の調査及び家屋の被害認定調査の実施に関すること
					3	災害関連情報の整理及び提供に関すること
					4	被害等に関する調査の総合調整に関すること
					5	罹災証明等の発行に関すること
					6	租税の減免等に関すること
					7	要捜索者名簿の作成の協力に関すること
					8	所管事項に係る復旧対策に関すること
市		民		部	1	安否情報の収集に関すること
					2	行方不明者の捜索に関すること
					3	滞留者対策に関すること
					4	事務所における被災者の対応に関すること
					5	遺体の収容及び埋火葬に関すること
					6	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					7	被災状況の調査及びその他武力攻撃事態に関する情報の収集の協力に関すること
					8	所管事項に係る復旧対策に関すること
福		祉		部	1	要配慮者(高齢者、障害者等)の救援、安全確保及び支援に関すること
					2	ボランティア(他の部等が所管するものを除く)の登録、受入れ及び派遣に関すること
					3	日本赤十字社との連絡調整に関すること (医療に関するものを除く)
					4	義援金の受領及び配分に関すること
					5	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					6	所管事項に係る復旧対策に関すること
健	康	医	療	部	1	医療救護対策の総合調整に関すること
					2	医師会等の医療関係機関との連絡調整に関すること
					3	医療資器材、薬品等の調達に関すること
					4	日本赤十字社との連絡調整に関すること (医療に関するものに限る)
					5	保健対策の総合調整及び計画に関すること
					6	防疫対策に関すること
					7	動物対策に関すること
					8	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					9	所管事項に係る復旧対策に関すること
子	ど	も家	庭	部	1	園児及び入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に関すること
					2	応急保育の実施に関すること
					3	乳幼児及び児童に係る相談に関すること
					4	他の部の応援に関すること
					5	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					6	所管事項に係る復旧対策に関すること
Ь						

	部 1 2 3 4 5 部 1 2 3 4	所管事項に係る復旧対策に関すること 環境保全及び回復に関すること 防疫対策の協力に関すること 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
環境	3 4 5 部 1 2 3	農林業、商工業、観光施設等の被災状況の調査等に関すること 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること 所管事項に係る復旧対策に関すること 環境保全及び回復に関すること 防疫対策の協力に関すること 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
環境	4 5 部 1 2 3	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること 所管事項に係る復旧対策に関すること 環境保全及び回復に関すること 防疫対策の協力に関すること 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
環境	3 部 1 2 3	所管事項に係る復旧対策に関すること 環境保全及び回復に関すること 防疫対策の協力に関すること 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
環 境	部 1 2 3	環境保全及び回復に関すること 防疫対策の協力に関すること 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
環境	2 3	防疫対策の協力に関すること 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
	3	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
	4	所管事項に係る復旧対策に関すること
資源循環	部 1	ごみ・がれきの収集及び処理に関すること
	2	遺体の搬送に関すること
	3	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送に関すること
	4	応急給水の実施の協力に関すること
	5	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
	6	所管事項に係る復旧対策に関すること
	部 1	し尿の収集及び処理に関すること
	2	応急給水に関すること
	3	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
	4	仮設トイレの設置及び管理に関すること
	5	所管事項に係る復旧対策に関すること
都市計画	部 1	都市の復旧・復興に関する総合調整及び基本方針等の策定に関すること
	2	交通対策に係る総合調整に関すること
	3	交通情報の収集・提供に関すること
	4	代替交通手段の確保に関すること
	5	臨時ヘリポートの開設に関すること
	6	所管事項に係る復旧対策に関すること
拠 点 整 備	部 1	交通情報の収集・提供に関すること
	2	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること
	3	所管事項に係る復旧対策に関すること
まちなみ整備	部 1	住宅対策に関すること
	2	応急仮設住宅等の募集、選定及び入居者管理に関すること
	3	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送に関すること
	4	重症被災者等の搬送に関すること
	5	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること
	6	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
	7	所管事項に係る復旧対策に関すること

道	路	交	通	部	1	道路、堤防、橋りょうの被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					2	住家、河川、道路等における障害物の除去に関すること
					3	倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること
					4	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること
					5	被災建物の解体の支援に関すること
					6	滞留者の対応の協力に関すること
					7	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					8	所管事項に係る復旧対策に関すること
会		計		部	1	現金の出納及び保管に関すること
					2	指定金融機関等との連絡調整に関すること
					3	災害対策に係る決算に関すること
					4	所管事項に係る復旧対策に関すること
学	校	教	育	部	1	避難住民の誘導に関すること
					2	避難所の開設・運営に関すること
					3	安否情報の収集に関すること
					4	学校施設等の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					5	児童及び生徒の安否確認等に関すること
					6	児童及び生徒の避難誘導、安全確保に関すること
					7	避難所生活者の支援、対応に関すること
					8	滞留者の対応の協力に関すること
					9	所管事項に係る復旧対策に関すること
生	涯		学	習	1	避難住民の誘導に関すること
ス	ポ	_	ツ	部	2	避難所の開設・運営に関すること
					3	安否情報の収集に関すること
					4	避難所生活者の支援、対応に関すること
					5	滞留者の対応の協力に関すること
					6	文化財の被害状況把握及び保全に関すること
					7	臨時ヘリポート開設の協力に関すること
					8	学校教育部の応援に関すること
					9	所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること
					10	所管事項に係る復旧対策に関すること
議	会	事	務	局	1	市議会との連絡調整に関すること
					2	他の部等の応援に関すること
					3	所管事項に係る復旧対策に関すること
監	査	事	務	局	1	他の部等の応援に関すること
					2	所管事項に係る復旧対策に関すること
選	挙 管	理	委 員	会	1	他の部等の応援に関すること
事		務		局	2	所管事項に係る復旧対策に関すること

八王子市消防団	1	消火、救助・救急及び災害の防御に関すること
	2	避難の指示の伝達に関すること
	3	避難住民の誘導に関すること
	4	被災情報の収集及び伝達の協力に関すること
	5	行方不明者等の捜索に関すること
	6	安否情報の収集に関すること

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁(消防署)の業務 (都国民保護計画抜粋)

機関の名称	分 掌 事 務
	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
	2 消火、救助・救急に関すること
東京沙 伊宁	3 危険物等の措置に関すること
東京消防庁	4 避難住民の誘導に関すること
第九消防方面本部	5 警報伝達の協力に関すること
八王子消防署	6 消防団との連携に関すること
	7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること
	8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4) 市保護本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市保護本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報紙、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整える。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することの ないよう迅速に対応する。
- イ) 市保護本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて市 長自ら記者会見を行う。
- ウ) 都と連携した広報体制を構築する。
- ④ 関係する報道機関への情報提供

報道機関からの問い合わせ先等を明確にするとともに、随時、情報を提供する。

(5) 市現地対策本部の設置

市は、被災現地における国民保護措置の迅速・的確な実施や国、都等の対策本部との連絡調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市保護本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地で活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の 参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

【参加機関の例】 都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

【実施内容】 ・被災状況や各機関の活動状況の把握

- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動(避難誘導の実施等)の連携のための調整 等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、各種の国民保護措置の迅速・的確な実施を図る。

① 市域に係る国民保護措置に関する総合調整 市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を迅速・的確に実施するため必要があると認めると きは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるとき (*) は、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関の実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民 保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の市から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市保護本部の廃止

市は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び都知事を経由して市保護本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市保護本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系地域防災無線等の移動系通信回線や、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、防災行政無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市保護本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じて通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局の通信統制を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

市は、あらかじめ定める特殊標章等の具体的な交付要綱に基づき、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市が行う国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

市が国民保護措置を迅速・的確に実施するためには、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び 指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することが重要であることから、それぞれの 機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・都の対策本部等との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び、都を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うことなどにより密接な連携を図る。

市は、都の対策本部長から都対策本部本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と 緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(*)を開催する場合 には、市保護本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める ものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

市は、市域に係る国民保護措置を迅速・的確に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関(以下「都知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域に係る国民保護措置を迅速・的確に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を迅速・的確に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

^(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、東京地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動 (*) 及び治安出動 (**) により出動した部隊とも、市保護本部や現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の区市町村等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の区市町村への応援の要求
 - ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の区市町村に対して応援を求める。
 - ② 市は、応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、 その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、 都に対して応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市は、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託や委託に係る事務の変更、事務の廃止を行った場合は、市はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のために必要があるときは、指定行政機関の長や指定地方行政機関の長、特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

市は、上記のうち国の機関に対して要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等

^(*) 防衛出動を命じられた自衛隊の部隊等(自衛隊法第76条)は、同法92条の規定により国民保護措置を実施できることとされており、これらの部隊等が国民保護措置を命じられている場合は、国民保護法第63条の規定により避難住民の誘導を要請することができることとされている。

^(**) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動(自衛隊法第78条)及び都知事の要請に基づく治安出動 (自衛隊法第81条)

第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携

のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などで、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市に対して行う応援等
 - ① 市は、他の区市町村から応援の求めがあったときは、応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市は所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備 又は物資の確保についての応援を求められたときは、応援を実施できない場合や、他の機関が実施す る国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や町会・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による警報の内容の伝達及び 避難住民の誘導等に関する自発的な協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、こども科学館等に臨時に設置される災害ボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを 把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の確保を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を実施するために必要があると認める場合には、 住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、住民は必要な協力をするよう努める ものとされているが、協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることが あってはならないことに留意する。

また、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民・被災者の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

1 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、問い合わせ等に対応する総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、権利利益の救済の請求に対して迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

種類	項目	担当部	
損失補償	特定物資 (*) の収用に関すること。(法第81条第2項)	産業振興部	
(法第 159 条第 1 項)		総務部	
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	産業振興部	
		総務部	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	関係各部	
		総務部	
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項)	関係各部	
		総務部	
損害補償	国民への協力要請によるもの。(法第70条第1・3項、	生活安全部	
(法第 160 条)	80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	総務部	
不服申立てに関するこ	総務部		
訴訟に関すること。(治	総務部		

2 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぎ国民の権利利益の救済を確実に行うため、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合や国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

^(*) 救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服、その他生活必需品、建築資材、燃料等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送業者が取り扱うもの

第5章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するためには、警報の内容を迅速・的確に伝えることが極めて重要であることから、市は、警報の伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

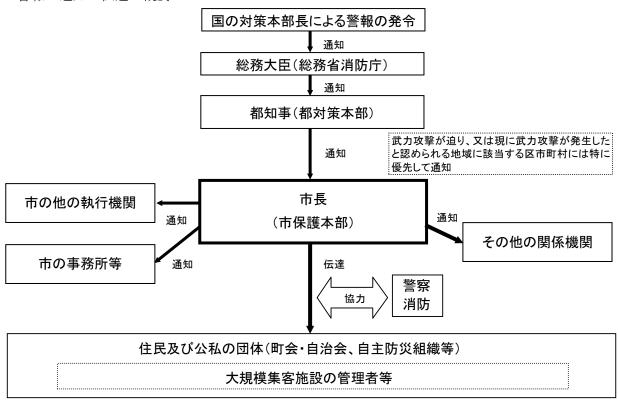
1 警報の内容の伝達等

- (1) 警報の内容の伝達
 - ① 市は、都から国の対策本部長が発令した警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。
 - ② 市は、都と協力し、あらかじめ定めた市内の大規模集客施設にも、速やかに警報の内容を伝達する。この際、平素の検討を踏まえ、買い物客や観光客、福祉施設等への伝達にも留意する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、事務所、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに 警報の内容を掲載する。

≪警報の通知・伝達の概要≫



2 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達要領

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、 武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 ア)原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビなどの手段により、周知を図る。
 - イ)なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、市消防団員による伝達、自主防災組織や町会・自治会等の自発的な協力を得るなど、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 警報の内容の伝達

市は、(1)の方法により、各世帯等に警報の内容を伝達する。

警報の内容の伝達に当たっては、東京消防庁(消防署)が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が迅速・的確に行われるよう、警視庁(警察署)と緊密な連携を図る。

(3) 留意事項

警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者に対して、自然災害対策のしくみを活用するなど、要配慮者へ正しい情報が迅速に伝達され、避難などに備えられるよう留意する。

(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用 しない。

3 緊急通報の通知・伝達

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とする。

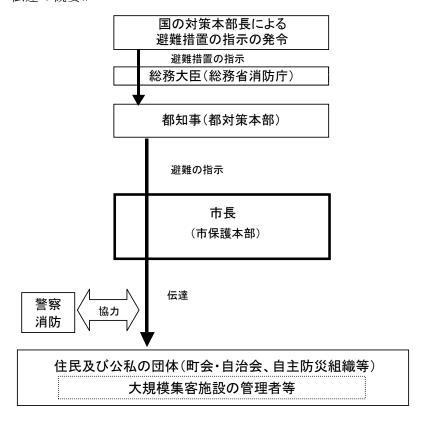
第2節 避難住民の誘導等

市は、都の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要な事項であることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- ① 市は、都知事が迅速・的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 市は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

≪避難の指示・伝達の概要≫



2 避難実施要領の策定等

- (1) 避難実施要領の策定
 - ① 市は、避難の指示を受けた場合は、避難実施要領のパターンを参考にしつつ、都、警察、消防、 自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定する。 その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。
 - ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導 に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

市は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児、その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食糧等の支援
- ① 避難住民の携行品、服装
- ⑩ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先 等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) ※特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難〈運送事業者である指定地方 公共機関等による運送〉)
- ⑤ 運送手段の確保の調整(都との役割分担、運送事業者との連絡網、指定緊急避難場所(一時避難場所)の選定) ※長距離避難や要配慮者の運送等を行う場合
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用 に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等の利用のニーズが競合する場合は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合、市は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

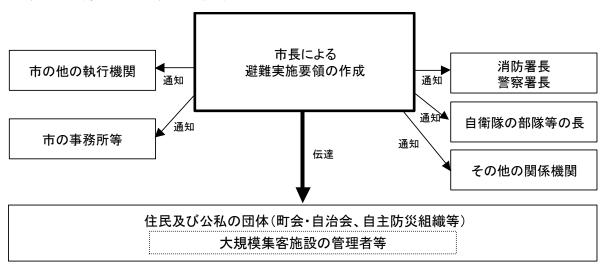
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市内の消防署長、警察署長、自衛隊、その他の 関係機関に通知する。

さらに、市は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

≪避難実施要領の通知・伝達の概要≫



3 避難住民の誘導

(1) 市による避難住民の誘導

① 市は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び市消防団員を派遣し、消防総監(消防署長)と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、市の車両を配置するなど、誘導の円滑化を図る。この際、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服等の着用、腕章、旗、特殊標章等の携行をさせる。

第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 警報及び避難の指示等

② 夜間は視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

市は、避難住民の誘導に当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総 監(消防署長)と連携・協力して実施する。この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の 下に行動する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。 市は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。この場合、協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

(5) 誘導時における水・食品や情報の提供

市は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、飲料水や食品の提供、医療の提供その他の便宜を図る。また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への対応

市は、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の避難を万全に行うため、都と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障害者団体、国際関係市民団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、避難住民の誘導に当たる市職員が警察、 消防とともに、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留することのないよう説得 に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、避難中の住民等に対して 必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

市は、原則、市内に所在する避難場所を運営する。

第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 警報及び避難の指示等

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警視庁(警察署)が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を 行うとともに、警視庁(警察署)と協力し相談対応を行うなど、住民等の不安の軽減に努める。

市は、自らが管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するよう努める。

(10)動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画 課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11)通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を講じたときは、警視庁(警察署)と協力して、 直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

① 市は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、 必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

- ② 市は、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など市のみでは対応が困難であると認めるときは、都知事に対して避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

市は、避難住民の運送が必要な場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合、都による運送の求めとの競合や情報の重複・錯綜等を避けるため、都対策本部と随時連絡を取り合うなど、避難住民の運送が円滑に行えるよう留意する。

また、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関については都を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関については都対策本部長に、その旨を通知する。

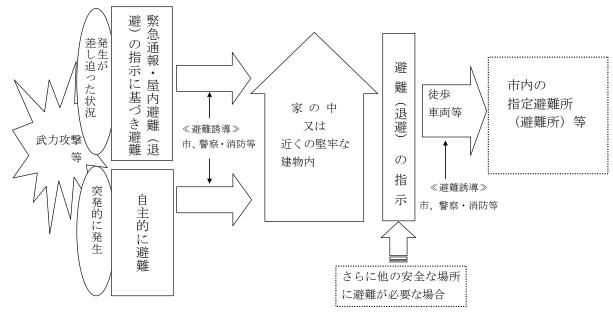
(14)避難住民の復帰のための措置

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領(復帰実施要領)を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 想定される避難の形態と市による誘導

- (1) 突発的かつ局地的な事態の場合 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等)
 - ① 屋外で突発的に発生

市は、自主的にあるいは当初の屋内避難(退避)の指示により建物内に避難した住民を、その後の避難の指示等に基づき、指定避難所(避難所)等まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避 難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本
- ・屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難 させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠
- ・政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活 用するなど、柔軟な対応が必要
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を 簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、都、警察、消 防、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の 方法を策定することが必要
- ・事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関から の助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けるなど活動調整に当た ることが必要

弾道ミサイル攻撃(通常弾頭、BC弾頭)

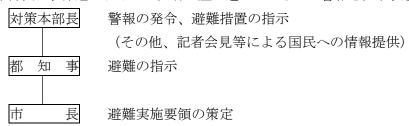
- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階、地下駅舎等の地 下施設へ避難

第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 警報及び避難の指示等

- ・ミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類や被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示 の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の主な内容は、あらかじめ出される避難措置 の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応でき るよう、その取るべき行動を周知

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

航空攻撃(通常爆弾等)

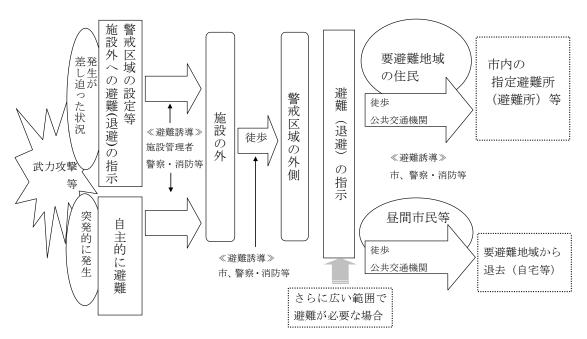
・弾道ミサイル攻撃に準じる

緊急対処事態(大規模テロ等)

・大規模テロ等(緊急対処事態)への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難(退避)の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、指定避難 所(避難所)等まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

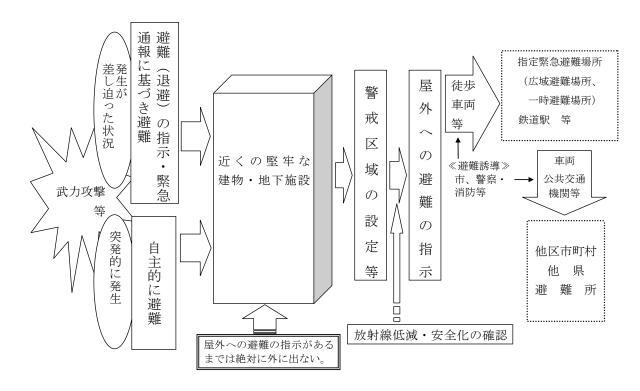
|緊急対処事態(大規模テロ等〈NBC攻撃を伴う場合を含む〉)

第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 警報及び避難の指示等

・大規模テロ等(緊急対処事態)への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

市は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、指定緊急避難場所(広域避難場所、一時避難場所)等を経て、他区市町村(他県)の避難所まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

弾道ミサイル攻撃(核弾頭)

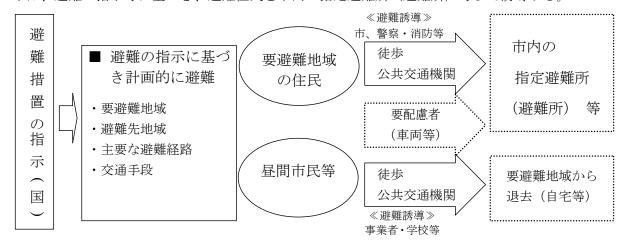
- ・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受ける おそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示(風下をさけ極力 風向きと垂直方向)がなされる
- ・市は、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定 し、避難住民を誘導

航空攻撃(核弾頭)

・弾道ミサイル攻撃(核弾頭)に準じる

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の指定避難所(避難所)等まで誘導する。



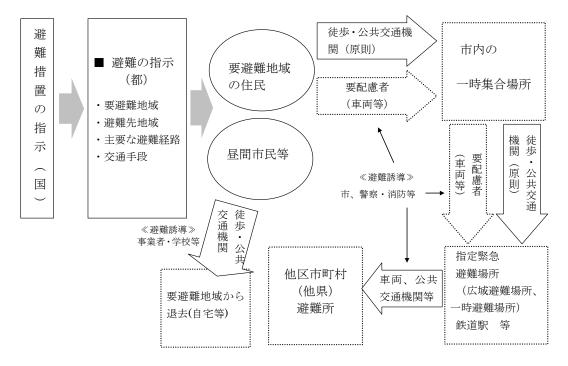
≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

ゲリラ・特殊部隊による攻撃(施設占拠に伴う周辺住民の避難等)

・警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は指定緊急避難場所(広域避難場所、一時避難場所)等を経て、他の区市町村(他県)の避難所まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

着上陸侵攻

・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要

第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 警報及び避難の指示等

・前記の理由から、着上陸侵攻に伴う避難は平素に具体的な対応を定めるのではなく、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことが基本

第6章 救援

1 救援の実施等

(1) 救援の実施

市は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都や関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災者に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市は、自らが行う救援のほか、都が実施する救援の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

また、あらかじめ他の区市町村(他県の市町村を含む。)と協定の締結等を行っている場合は、その協定等に基づき、応援を依頼する。

(3) 日本赤十字社との連携

市は、都が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。また、避難住民の運送と同様に、都対策本部と随時連絡を取り合うなど、緊急物資の運送が円滑に行えるよう留意する。

3 救援の程度及び方法の基準

市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び都国民保護計画の内容に基づき救援を実施する。

市は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

- (1) 収容施設の供与
 - ① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、市内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)

運営については、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者に十 分配慮するように努める。

イ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。 (都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」がそれぞれ管理を行う。)

ウ 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食糧等の配給
- 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・市(長)に対する物資・資材等の要請 等
- エ 都対策本部 (避難所支援本部 (*)) への報告

市は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部(都 対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部)へ報告の上、救援物資の供 給等を要請する。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて(都が運営する救援センターからは直資要請がなされる。)、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

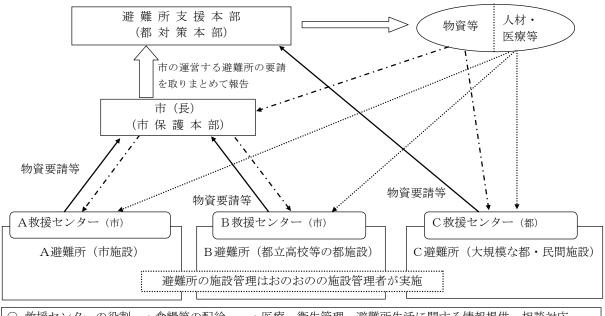
^(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の 救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本 部を設置することとしている。

[・]救援物資(食糧、飲料水、生活必需品等)の供給・応急医療の提供

[・]学用品の供給 ・避難所における保健衛生の確保 等

第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援

≪避難所支援本部・救援センターの役割≫



- 救援センターの役割 ・食糧等の配給 ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応 ・区市町村(都運営の救援センターは直接本部)に対する物資・資材等の要請 等
- ② 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などは、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与又は貸与は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び 市の備蓄品を活用する。また、緊急時は、市の備蓄品(都の事前配置分を含む。)又は調達品を もって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は都に対して応急給水を要請する とともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

市は、市医師会への協力要請や都との協力により、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供するとともに、必要に応じて都に対し次の支援を求める。

- 医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

また、医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、状況に応じて次により都と連携して実施する。

- ・東京消防庁(消防署)に対する搬送要請
- 市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

市は、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。また、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供するとともに、適正に管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災したことにより教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握して都に報告し、都が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

市は、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 市は、警視庁(警察署)等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等 を行う。この場合、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法(遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保 存及び検案等の措置)等について、都や警視庁(警察署)等と必要な調整を行う。

(10) 土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

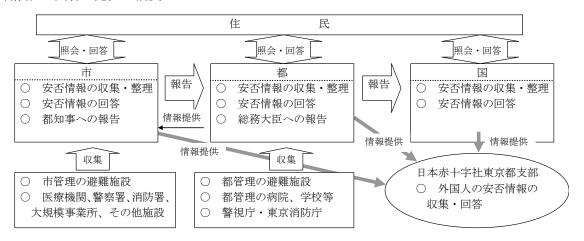
市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で、住民自らの資力では除去することができないときは、都と協力し(*)これらを除去する。

^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理、報告、照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

≪安否情報の収集・提供の概要≫



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷・死亡した住民の安否情報を、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号により、避難住民や医療機関などの関係機関から収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

≪収集の役割分担≫

- ・市…市管理の避難施設、市の施設(学校等)市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、その他施設
- ・都…都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等)、警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関や指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集への協力を要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保に努める。 この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などでこれらの方法によることができないときは、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付
 - ① 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市保護本部を設置すると同時に住民に周知する。
 - ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会者が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口で安否情報の照会を受け付ける際は、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類(運転免許証、健康保険の被保険証等)を提出又は提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を 提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別について、住 民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。なお、照会者が他区市町村に住所を有する場 合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより照合し、本人確 認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、省令様式第5号により 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷してい るか否かの別のみを回答する。この場合、(2)により本人確認を行うとともに、当該照会が不当な 目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用され るおそれがないことを必ず確認する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡 先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 安否情報の収集・提供

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。提供に当たっては、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮する。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処の基本

市は、武力攻撃災害への対処に当たっては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関と連携して活動するものとし、これらに関して必要な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市のみで武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

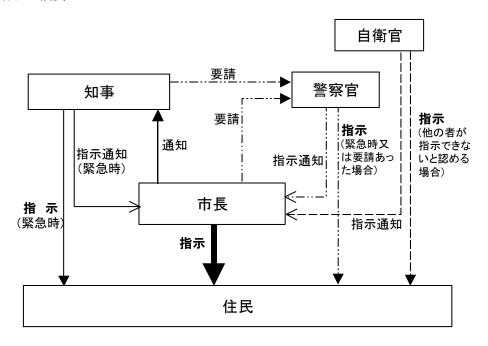
市は、武力攻撃災害の兆候を発見した者や東京消防庁職員、警察官から通報を受けた場合で武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合で特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う必要があることから、それぞれの措置の実施に関する事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

≪退避の指示の概要≫



(1) 退避の指示

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う(*)。

この場合、必要により現地連絡調整所を設け(関係機関により設置されている場合には、職員を早 急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示(例)】

「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所へ 退避すること。

^(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

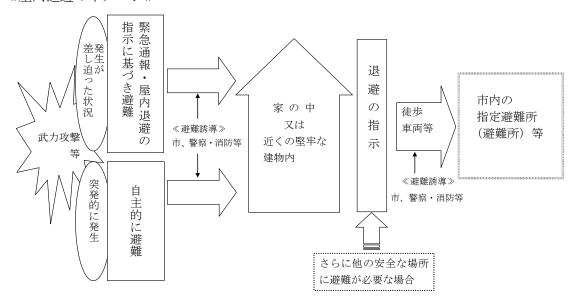
第3編 武力攻撃事態等への対処 第8章 武力攻撃災害への対処

① 屋内への退避の指示

市は、住民に退避の指示を行う場合、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険 性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のよ うな場合などに行うものとする。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合で住民が何ら防護手段なく、移動するよりも屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合で、屋外を移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

≪屋内退避のイメージ≫



【屋内退避の指示(例)】

「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

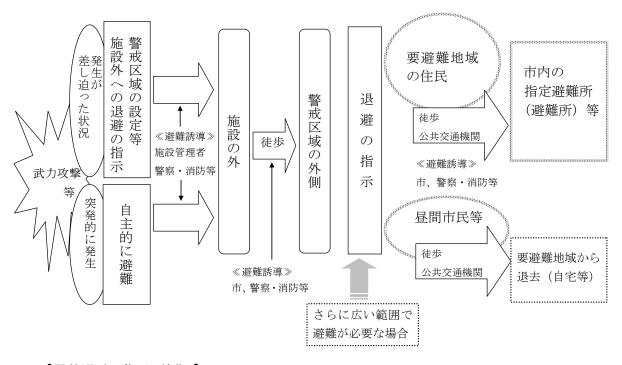
第3編 武力攻撃事態等への対処 第8章 武力攻撃災害への対処

② 屋外への退避の指示

市は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられると きは、「屋外退避(避難所等への退避)」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような 場合などに行うものとする。

・駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が 発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

≪屋外退避のイメージ≫



【屋外退避の指示(例)】

「 \bigcirc \bigcirc 駅構内にいる者は、 \triangle \triangle \triangle \bigcirc の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達すると ともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事 に通知を行う。

退避の必要がなくなり指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市は、都知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を 行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を随時提供するほか、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。同時に、必要に応じて警察、消防、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ② 市は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、 着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき (*) は、警戒区域の設定を行い、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。その判断は、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等により行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市は、警戒区域の設定に当たっては、市保護本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所に おける警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の 変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市は、警戒区域を設定した場合は、ロープ、標示板等で区域を明示するとともに、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市は、都知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

 $^{^{(*)}}$ 火災による延焼やN(核〈物質〉)B(生物剤)C(化学剤)による汚染の拡大の恐れがある場合など。

3 応急公用負担等

(1) 市の事前措置

市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処措置の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市は、東京消防庁(消防署)による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警視庁(警察署)等とも連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2)東京消防庁の活動

東京消防庁は、都内で発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う
- ・武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人 命の安全確保を最優先とした活動を行う
- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する
- ・武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等 の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う
- ・東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・ 救急活動を行う

(3) 市消防団の活動

市消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては団員に危険が 及ばない範囲に限定して活動する。

この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(4) 医療機関との連携

市は、市医師会や都と協力して、負傷者等の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(5) 安全の確保

- ① 市は、消防団員等に対し、二次被害等が生じることのないよう、国や都対策本部からの情報を 市保護本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制 を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を講ずる。
- ② 市は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に 現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市保護本部と の連絡を確保させるなどの必要な措置を講ずる。
- ③ 市は、特に現場で活動する消防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させる。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための活動を支援する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市保護本部を設置した場合は、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市は、自らが管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために 必要な措置を講ずる。この場合、必要に応じ警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)その他の行政 機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。 (*)

^(*) ここでの措置の対象とならない危険物質等(化学物質や火薬類、高圧ガスなど)については、国や 都、東京消防庁が武力攻撃災害の防止に関する措置を行う。

≪危険物質等について市が命ずることができる対象及び措置≫

対
対

毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び 同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇 物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研 究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱 う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物 取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り 扱うもの

- ①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用 の一時停止又は制限(国民保護法第103条 第3項第1号)
- ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 (国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、(1)の 措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況に ついて報告を求める。

第4節 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる必要があることから、NBC攻撃による災害への対処に関して、次のとおり定める。

1 応急措置の実施

市は、NBC攻撃が行われた場合は、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警察、消防等の関係機関と協力し、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市は、NBC攻撃が行われた場合は、市保護本部において、警察、消防、自衛隊、医療機関等からの被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに最新の情報を取得し、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意 して措置を講ずる。なお、これらの措置は、市が保有する又は都や国から支援を受けた装備・資機材 等により対応可能な範囲内で行う。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、 汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実 施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情 報収集などの活動を行うとともに、警察等の関係機関と連携して、消毒等の必要な措置を講ずる。

また、生物剤を用いた攻撃の特殊性(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通 常の被害状況等の把握方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当等と緊密な連絡を取り合い、厚生 労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染 地域への作業に協力する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地 域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜 伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大して いる可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要で ある。

^{(*) 【}生物剤を用いた攻撃の特殊性】

5 市の権限

市は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

≪国民保護法第108条第1項に基づく措置≫

法 108 条 1 項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		・封鎖
6号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

市は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に当該措置の名あて人に通知する。

市は、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

《国民保護法施行令第31条に基づく通知事項》

- 1. 当該措置を講ずる旨
- 2. 当該措置を講ずる理由
- 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
- 4. 当該措置を講ずる時期
- 5. 当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的に 収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告する必要があることから、被災情報の収集及び報告に関する事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集

市は、電話、地域防災無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時や場所又は地域、 発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

情報の収集に当たっては、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)等との連絡を密にする。

2 被災情報の報告

市は、収集した被災情報を整理して下の様式にまとめ、都 $^{(*)}$ に対して電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

市は、第1報を都に報告した後も被災情報の収集・整理に努めるとともに、これらの情報について も都が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合などは、第1報と同様、直ちに都に報告する。

≪被災情報の報告様式≫

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

年 月 日 時 分 八王子市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 八王子市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

100 1 N D C C C C C C C C C C C C C C C C C C							
人 的 被 害				住家被害			
死 者	行方	負傷者		全壊	半壊	7. 0. lih	
	不明者	重傷	軽傷			その他	
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してく ださい。

死亡年月日	性別	年齢	概	況	

^(*) 災害の状況により都(対策本部)に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行う必要があることから、保健衛生の確保その他の措置について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域で巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。この場合、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。また、市は、必要に応じて都へ支援及び補完の要請を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発や健康診断、消毒等を行う。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域で食中毒等を防止するため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水の衛生確保対策

市は、避難先地域で感染症等を防止するため、都と連携し、飲料水の確保や飲料水の衛生確保のための措置、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理や栄養相談・指導を都と協力して実施する。

2 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物処理の特例
 - ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
 - ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 保健衛生の確保その他の措置

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官 房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等に係る要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等において住民の生活基盤等を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において国民生活との関連性が高い物資・役務又は国民経済上重要な物資・ 役務(生活関連物資等)の価格の高騰や買占め、売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施す る措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設の応急復旧を行うなどの適切な措置を講ずる。

(2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減を図るため、法律及び条例の定めるところにより、災害の状況に応じて市税に係る申告・申請・請求・書類提出・納付・納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は都と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 市道の適切な管理

市は、道路管理者として、市道を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1章 応急の復旧

市は、自らが管理する施設・設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧を行うこととし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設・設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で自らが管理する施設・設備の被害 状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の 復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害により、地域防災無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員等により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、自らが管理する下水道施設や市の施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、自らが管理する道路等については、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、自らが管理する施設・設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、国が示す方針に基づき、都と連携して武力攻撃災害の復旧を行う。

2 市が管理する施設・設備の復旧

市は、武力攻撃災害により自らが管理する施設・設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の 状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、 都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担するとされていることから、国民保護措置に要した費用の支弁に関する手続等について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長による総合調整のほか、避難住民の誘導や避難住民の運送に係る指示がなされた場合で、当該調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の補てんを求める。

《参考》

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抜粋)

(国民の保護のための措置等に要する費用の支弁)

第百六十四条 法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規 定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

- 第百六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第百十九条の 規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体 は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

(市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

- 第百六十七条 都道府県は、都道府県知事が第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援 の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施 に要する費用を支弁しなければならない。
- 2 都道府県知事は、第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の 一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいと まがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一 時的に立て替えて支弁させることができる。

(国及び地方公共団体の費用の負担)

- 第百六十八条 次に掲げる費用のうち、第百六十四条から前条まで(第百六十五条第二項及び前条 第二項を除く。第三項において同じ。)の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定め るものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員の 給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費 用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で 定めるものについては、地方公共団体が負担する。
 - 一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用
 - 二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用
 - 三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
 - 四 第百五十九条から第百六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償 又は損失の補てんに要する費用(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- 2 第四十二条第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の 長等と共同して行う訓練に係る費用で第百六十四条の規定により地方公共団体が支弁したものに ついては、政令で定めるものを除き、国が負担する。
- 3 前二項の規定により国が負担する費用を除き、第百六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。

第5編 大規模テロ等 (緊急対処事態) への対処

第1章 対処の基本

第2章 初動対応力の強化

第3章 平時における警戒

第4章 発生時の対処

第5章 大規模テロ等の類型に応じた対処

第1章 対処の基本

大規模テロ等(緊急対処事態)への対処(対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等)は、第 3編「武力攻撃事態等への対処」の内容・手続き等に準じる。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

1 対象とする事態

(1) 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、 又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要 なものをいう。

(2) 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、
	ダムの破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列
	車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発によ
	る放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

- (3) 共通する特徴(事態類型ごとの特徴は、第1編第5章「市国民保護計画が対象とする事態」を参照)
 - ① 非国家組織等による攻撃
 - ② 突発的な事案発生
 - ③ 発生当初は事故との判別が困難
 - ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所(列車、駅、劇場等)で発生する可能性が高い。

2 市緊急対処事態対策本部の設置指定前における事案発生への対処

市は、突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市緊急対処事態対策本部(以下、本編において、「市緊対本部」という。)を設置すべき指定の通知が行われるまでは、緊急に住民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市緊対本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する (*)。

^(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第2章 初動対応力の強化

市は、テロ等の発生時に住民等の避難や救助等を迅速に行うため、自らが管理する施設、大規模 集客施設(イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等)及びライフライン施設等の初動対応力 の強化を図る。また、平素から市や自らが管理する施設、都、大規模集客施設及びライフライン施 設等の管理者(以下「施設管理者」という。)、市域を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関(以 下「関係機関」という。)等が連携協力して対処する体制を構築することとし、これらに必要な事項 について、次のとおり定める。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速な初動対応を行うため、必要 に応じ連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報 の共有等を図る。

市は、大規模テロ等の発生時に迅速・的確に対処し、経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、 市内の大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に 応じて緊急時連絡先の把握や情報交換等を行う。

(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

市は、大規模テロ等の発生時に迅速・的確に医療を提供するため、市内の医療機関等の専科・病床 数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

市は、大規模テロ等の発生時に迅速・的確に知的資源を活用するため、市内の大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(3) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

市は、都や関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

2 対処マニュアルの整備

- (1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備 市は、都が作成する各種対処マニュアルや市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルの整備を図る。
- (2) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進市は、都や関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対処マニュアルや当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速な初動対処を行うため、関係機関や施設管理者の協力を得て、施設の実態に応じた緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領(参加機関、各機関の役割、資機材等)について、都や関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する不特定多数の人々に警報や 避難の指示等を速やかに伝達できるよう、関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を 依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等で活動する職員等の安全確保のために必要となる 装備・資材等について、都や関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

6 訓練等の実施

市は、都や関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練やNBCに関する研修等を行う。

7 住民・昼間市民への啓発

市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市外からの観光客等に対しても、関係機関や施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第3章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行うこととし、その ために必要な事項について、次のとおり定める。

1 危機情報等の把握・活用

市は、都や関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

また、テロ等の発生事例 (特に首都や大都市) に関する情報についても可能な限り収集・分析し、 初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

市は、行政情報ネットワーク(*)等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに自らが管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」(統一した警戒レベル)に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

^(*) 八王子市役所内におけるネットワークの名称

第4章 発生時の対処

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市緊対本部の設置指定の有無にかかわらず、都や関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組また。

また、国による事態認定や市緊対本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を実施する必要があることから、これらに必要な事項について、次のとおり定める。

1 対策本部等の設置

(1) 市緊対本部の設置指定が行われている場合

市は、政府による緊急対処事態の認定及び緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知が行われている場合、市緊対本部を設置し、緊急対処保護措置を実施する。

市は、都や関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速・的確に実施するため、必要に応じて市緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

また、国の現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、市緊対本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

(2) 市緊対本部の設置指定が行われていない場合

市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都や関係機関との連携協力の下、危機 情報等を把握する。

市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都や関係機関、大規模集客施設、医療機関等に通報する。

また、発生した事案に迅速・的確に対処するため、市災害対策本部(政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合)等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定や市緊対本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

2 市災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

市は、都や関係機関等を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置(都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合は職員を派遣)し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

^(*) 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対処事態対策本部等による緊急対処事態合同対策会議を開催するものとされている。

≪市が現地連絡調整所を設置する場合の参加要請先≫

・警察、消防、自衛隊、最寄りの保健所・医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 状況の把握及びパニックの防止

市は、正確な状況把握に努めるとともに、住民等に正確な情報や落ち着いて指示に従うこと等を防災行政無線や施設管理者による放送等で伝達し、パニックの防止に努める。

② 被災者の救援

市は、都や必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。 なお、職員等を派遣する場合は、安全が確保されていることを条件とするが、状況に応じ、現地 に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量(率)計を 携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

③ 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

④ 避難の指示・誘導

市は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を 行うよう要請があった場合、住民や緊急連絡先に対して避難の指示を行う。ただし、移動中に住民 等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内(地下施設、コンクリート建物等)に避 難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、関係機関との連携の下、町内・自治会や 学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

また、大規模テロ等の類型に応じて都や自衛隊等が設置する除染所等において、避難住民等の状況を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服等の着用、 腕章・旗・夜間照明等の携行をさせる。

⑤ 警戒区域の設定・周知

市は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

市は、都や関係機関と連携し、住民や緊急連絡先に対して警戒区域の周知を図る。

⑥ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、自らが管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

3 市緊対本部への移行

政府による事態認定及び市緊対本部を設置すべき指定の通知が行われた場合、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

第5編 大規模テロ等 (緊急対処事態) への対処 第4章 発生時の対処

4 緊急対処事態における警報

市は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に 応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第5章 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する(*)。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性物質貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備 市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備 する。
- ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進 市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備や資機材等の定期検査、継続的な巡視等、緊 急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認めるときは、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備 市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との 緊急連絡体制を整備する。
- ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進 市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備や資機材等の定期検査、継続的な巡視等、緊 急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。
- ③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報 伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

^(*) 大規模テロ等の類型のうち、大量殺傷物質 (NBC) による被害への対応は、その特殊性や専門性から国が必要な措置を講ずることとなっているが、国の行う措置について市に協力を要請される場合もある。この場合、市は安全が確保されている地域で活動することを基本とし、市が保有する又は都や国から支援を受けた装備・資機材等により対応可能な範囲内で必要な措置を行う。

(3) 対処上の留意事項

- ① 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認めるときは、施設管理者に対して次の措置を要請する。
 - ・ 警察等と連携した施設の警備強化
 - 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
 - 関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃 (ダーティボム)

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され(急性放射線障害)、やがてガン等を発症すること(晩発性放射線障害)がある。 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事 案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用 して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、 その域外において住民等の安全確保、及びパニック防止のための措置を講ずる。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にある 地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。この際、住民等が過度に不安 を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

市は、都や関係機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する 住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手 袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

また、国等の関係機関は、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があるため、市は、都や自衛隊等が実施する除染や汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、 多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接市町村との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接市町村との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、国や都の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都や自衛隊等と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

市は、都や関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等に対する感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

市は、感染症の被害拡大防止のため、都や医療機関等と連携して次の措置を講ずる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握、消毒・ワクチン接種、健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定 が困難である。

気体状の化学剤は、一般的に空気より重く、地形・気象等の影響を受けながら下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都や関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にあり、かつ 外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

市は、都や関係機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する 住民等に対する非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護 衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

市は、都や自衛隊等が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模やその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来 すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する人々に対して速やかに情報 伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- 関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

資料編

- ◇ 武力攻撃事態等における安否情報の収集 及び報告の方法並びに安否情報の照会及 び回答の手続その他の必要な事項を定め る省令(P106)
- ◇ 八王子市国民保護協議会条例 (P113)
- ◇ 八王子市国民保護対策本部及び緊急対処 事態対策本部条例(P114)
- ◇ 八王子市の特殊標章及び身分証明書に関 する交付要綱 (P115)

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号) 最終改正:平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成十六年政令第二百七十五号) 第二十五条第二項 及び第二十六条第四項 (これらの規定を同令第五十二条 において準用する場合を 含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答 の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項 及び第二項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項 (令第五十二条 において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条 において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

- 第三条 法第九十五条第一項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。)の 規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項 (令第五十二条 において準用する場合を含む。) に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することに より行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会を しようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、 電話その他の方法によることができる。
- 2 法第九十五条第一項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項 に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人である ことを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を 求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項 の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条 第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規 定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、 書面により提供することとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日総務省令第五〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則 第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日) から施行する。

(経過措置)

- 第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「番号利用法整備法」という。)第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。)第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード(次項において「住民基本台帳カード」という。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(次項において「個人番号カード」という。)とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。
- 2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。
- 一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する 省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ
- 二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する 法律施行規則(次条において「新公的個人認証法施行規則」という。)第五条第一項第一号(同条第三 項及び第四項において準用する場合を含む。)及び第二項第一号(同条第三項及び第四項において準用 する場合を含む。)、第四十一条第一項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。) 及び第二項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第七十五条第二項第一号 及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号
- 三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否 情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項
- 四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則(以下この号において「新統計法施行規則」という。) 第十一条第二項第一号(新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。)
- 五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信 役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(以下この号において「新携帯音声通信事業者による契 約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。)第五 条第一項第一号イ(新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な 利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十 四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日期	手(年月日	時 分)
① 氏 名		
② フ リ ガ ナ		
③出生の年月日	年 月	日
④男女の別	男 女	
⑤ 住 所 (郵便番号を含む。)		
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報		
⑧ 負 傷 (疾 病) の 該 当	負傷 非該	当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況		
⑩現在の居所		
⑪連絡先その他必要情報		
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しな	: V
⑤ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しな	V
④ ①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会 に対する回答 又は公表することについて、同意す	同意する	
るかどうか○で囲んで下さい。	同意しない	
※ 備 考		

- (注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、 友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時(年月日時

	ガル)
①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑩①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する
凹合りることへの问息	同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、 友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑩の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時: 年月日時分

					<u>市町村名:</u>		担当者名:	
	a							

①氏 名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住 所	⑥国籍	⑦その他個人を識別 するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	12親族・同居者 への回答の希望	③知人への回答 の希望	●集族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」 欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫〜⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、 当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

	総務大臣 3道府県知事) (市町村長)	殿			年	月	日
	X		申請者				
			住所(周	計)			
			氏 名	1			
			武力攻撃事態等に 第1項の規定に基				
	照会をする理 ○を付けて下る		① 被照会者の親族 ② 被照会者の知人(友	又は同居者であ て人、職場関係者及U		であるた	:め。
	場合、理由を記		③ その他				
ま	す。)		()
,	備	考					
被照会	氏	名					
被照会者をは	フリガ	゛ナ					
特定す	出生の年	月日					
る た	男女の	別					
め に 必	住	所					
要な	国 (日本国籍を有しない	籍 者に限る。)	日本	その他	1 ()
事項	その他個人をるための情報						
*	申請者の確	É 認					
*	備	考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

			年	月 日
	殿			
			(都)	総務大臣 道府県知事) 可村長)
ま		照会があった安否情報	報について、下詞	記のとおり回答し
避	難住民に該当するか否かの別			
	攻撃災害により死亡し又は負 た住民に該当するか否かの別			
	氏 名			
	フリガナ			
被	出生の年月日			
照	男女の別			
会	住 所			
者	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
	その他個人を識別 するための情報			
	現在の居所			
	負傷又は疾病の状況			
	連絡先その他必要情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃 災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非 該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

八王子市国民保護協議会条例

平成18年3月28日 条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号)第40条第8項の規定に基づき、八王子市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の 組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその 職務を代理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

八王子市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、 八王子市国民保護対策本部(以下「保護本部」という。)及び八王子市緊急対処事態対策本部に関 し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 八王子市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、保護本部の事務を総括する。
- 2 八王子市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、保護本部の 事務を整理する。
- 3 八王子市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。
- 4 保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員から市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本 部の会議(以下「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、保護本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を 置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(進用)

第7条 第2条から前条までの規定は、八王子市緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、八王子市の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

- 第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章と する。
- 2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

- 第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の 保護ための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に 対し、特殊標章等の交付を行うものとする。
 - (1) 市の職員で国民保護措置に係る業務を行う者
 - (2) 消防団長及び消防団員
 - (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

- 第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第2号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。
- 2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(第1号様式)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第2号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

- 第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国 民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で 規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。
- 2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

- 第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者 に対し、腕章等を貸与することができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めると きは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

- 第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚 損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請し、特 殊標章の再交付を受けるものとする。
- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を 返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

- 第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。
- 2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書 を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

- 第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(第4号様式)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。
- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

- 第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。
- 2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

- 第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練 又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

- 第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練 又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る 職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。
- 第19条 八王子市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、生活安全部防災課が行うものとする。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別紙 (第2条関係)

区分	表示	制式			
区 刀	位置	形状	1 1 1		
腕 章	左腕に表示				
	帽子(ヘルメットを含む。)の		①オレンジ色地に青色 の正三角形とする。		
	前部中央に表示		②三角形の一の角が垂 直に上を向いている。		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		③三角形のいずれの角 もオレンジ色地の縁に 接していない。		
車両章	車両の両側面及び後面に表示航空機の両側面に表示		※一連の登録番号を表面右下の隅に付する。(例:八王子市 1)		

表面



八王子市長 The Mayor of Hachioji

身分証明書 IDENTITY CARD



国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel

氏名/Name 生年月日/Date of birth
この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair						
cm								
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or Information:								
血液型/Blood type								
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER								
印章/Stamp	所持者の署名/	Signature of holder						

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7(横 74mm、縦 105mm)とする。

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字)	生年月日(西暦)	
(ローマ字)	年	月日日
申請者の連絡先		
 住所 〒		写真
		縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
電話番号		
身長 cm 眼の色		
		,
頭髪の色 血液型 血液型	(Rh因子)
標章を使用する衣服、場所、車両、航空機等の概要及び使用する	標章の数等	
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)		
※(許可権者使用欄) ※なった。		
資格 ご明書番号 交付等の	た: ロ ロ	
有効期間の満了日 返納日 _		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例)1	国民 太郎	Kokumin Taro	1975/6/18	八王子市職員	2015/4/1	2017/3/31	170	茶	黒	A(Rh+)		帽子、衣服用	2016/3/31	防災課
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

特殊標章再交付申請書

八王子市長 殿		年 月 日	
申請者	住 所		
	電話		
	氏 名	印	
1 紛失(破損等)した特殊標	章の種別及び登録番号		
2 紛失(破損等)年月日			
3 紛失の状況(破損等の理由			
4 その他必要な事項			
※ 受 付 欄	※ 経	固 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

八王子市長 殿			年	月 日
申請者	住 所			
	電話			
	氏 名			印
				_
1 旧身分証明書番号				
2 理由				
3 その他必要な事項				
※ 受 付 株	Į	*	経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

八王子市国民保護計画

平成19年3月 (平成28年3月変更) (令和6年2月一部修正)

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24番1号

電 話 (直 通) 042-620-7208

(FAX) 042-626-1271